

第1部 子ども・若者の現状

第1章 子ども・若者の人口

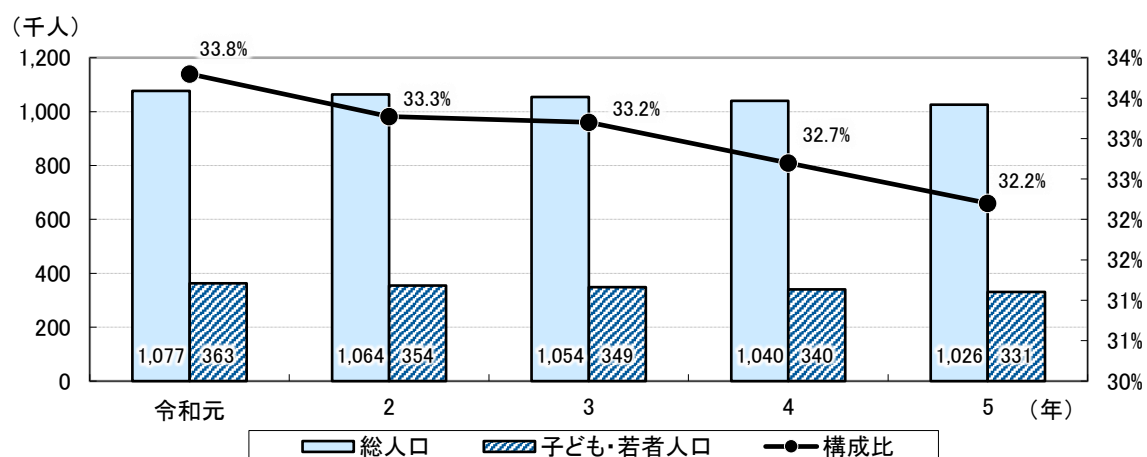
1 子ども・若者の人口推移

令和5年10月1日現在の本県の総人口は1,026,228人であり、このうち子ども・若者（0～39歳）の人口は、330,873人で、総人口の32.2%を占めている。

人口に占める子ども・若者の割合は年々減少しており、令和5年は令和元年より1.6ポイントの減少となっている。

また、年齢ごとの人口を見ると、令和5年10月1日現在の1歳の人口は5,738人と、最も多い73歳の人口18,966人の約3割程度となっている。

図表1-1 子ども・若者人口及び総人口に占める割合の推移



資料：山形県統計企画課「山形県社会的移動人口調査」

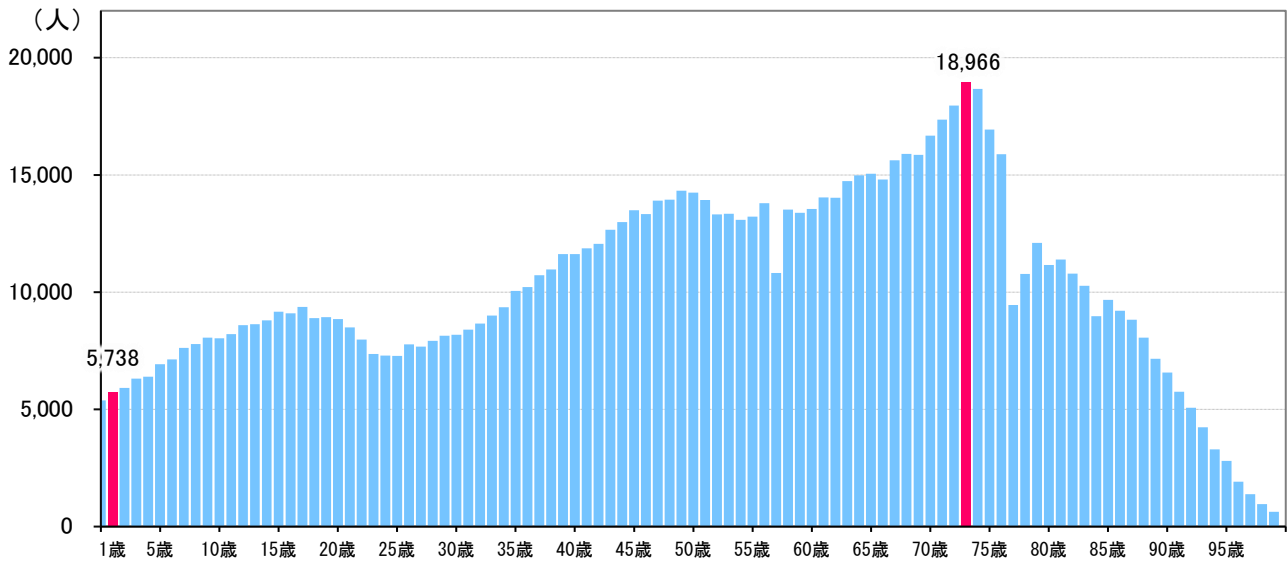
図表1-2 男女別の子ども・若者人口

(単位：人)

年齢階級	総数	男	女
0～4	29,733	15,280	14,453
5～9	37,526	19,188	18,338
10～14	42,239	21,650	20,589
15～19	45,453	23,471	21,982
20～24	39,973	21,391	18,582
25～29	38,776	20,735	18,041
30～34	43,605	22,580	21,025
35～39	53,568	27,631	25,937
計	330,873	171,926	158,947

資料：山形県統計企画課「令和5年山形県社会的移動人口調査」

図表 1-3 年齢別人口（令和5年10月1日現在）



資料：山形県統計企画課「令和5年山形県社会の移動人口調査」

2 地域別の子ども・若者人口

令和5年の子ども・若者人口（0～39歳）の地域別割合は、市部が83.6%、郡部が16.4%となっている。

また、総人口に占める子ども・若者人口の割合は、県全体が32.2%に対して、市部は33.3%、郡部は27.7%となっている。市町村別では、東根市が39.6%で最も高く、西川町が22.1%で最も低い。

図表1-4 子ども・若者人口及び総人口に占める割合（地域別）
（令和5年10月1日現在）

（単位：人）

区分 市町村	総人口	子ども・若者人口（ポスト青年期を含む）									子ども・若者人口の割合	子ども・若者人口の地域別割合
		0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳			
総数	1,026,228	330,873	29,733	37,526	42,239	45,453	39,973	38,776	43,605	53,568	32.2%	100%
村山地域	516,168	176,048	16,143	19,912	21,709	23,454	22,436	20,814	23,220	28,360	34.1%	53.2%
最上地域	66,097	18,546	1,610	2,282	2,659	2,874	1,550	1,846	2,496	3,229	28.1%	5.6%
置賜地域	192,568	61,941	5,222	6,705	7,967	8,485	8,380	7,436	7,927	9,819	32.2%	18.7%
庄内地域	251,395	74,338	6,758	8,627	9,904	10,640	7,607	8,680	9,962	12,160	29.6%	22.5%
市部計	830,833	276,659	25,126	30,773	34,342	37,107	34,956	33,438	36,779	44,138	33.3%	83.6%
山形市	242,260	87,065	7,781	9,246	10,217	11,065	12,852	10,892	11,578	13,434	35.9%	26.3%
米沢市	78,318	27,358	2,138	2,606	3,156	3,529	4,930	3,677	3,439	3,883	34.9%	8.3%
鶴岡市	117,037	35,856	3,370	4,101	4,744	5,300	3,622	4,098	4,754	5,867	30.6%	10.8%
酒田市	95,969	27,759	2,428	3,136	3,616	3,821	3,115	3,398	3,778	4,467	28.9%	8.4%
新庄市	32,558	10,157	912	1,180	1,363	1,535	953	1,125	1,389	1,700	31.2%	3.1%
寒河江市	39,209	13,752	1,459	1,632	1,756	1,817	1,403	1,541	1,793	2,351	35.1%	4.2%
上山市	27,666	7,536	594	825	1,012	1,108	914	920	965	1,198	27.2%	2.3%
村山市	21,062	5,754	485	682	740	919	623	589	765	951	27.3%	1.7%
長井市	25,276	7,883	716	920	1,012	1,034	814	956	1,104	1,327	31.2%	2.4%
天童市	60,933	21,998	2,194	2,701	2,749	2,766	2,367	2,563	2,959	3,699	36.1%	6.6%
東根市	47,799	18,908	1,931	2,226	2,245	2,360	2,119	2,298	2,578	3,151	39.6%	5.7%
尾花沢市	13,611	3,329	258	428	503	604	252	320	408	556	24.5%	1.0%
南陽市	29,135	9,304	860	1,090	1,229	1,249	992	1,061	1,269	1,554	31.9%	2.8%
郡部計	195,395	54,214	4,607	6,753	7,897	8,346	5,017	5,338	6,826	9,430	27.7%	16.4%
山辺町	13,267	4,230	385	515	600	665	427	390	520	728	31.9%	1.3%
中山町	10,281	3,008	251	379	384	451	332	344	345	522	29.3%	0.9%
河北町	16,662	4,697	368	620	680	723	495	381	598	832	28.2%	1.4%
西川町	4,511	998	77	108	143	196	104	91	127	152	22.1%	0.3%
朝日町	5,820	1,373	123	152	181	230	148	128	175	236	23.6%	0.4%
大江町	7,107	1,954	126	226	295	293	243	215	249	307	27.5%	0.6%
大石田町	5,980	1,446	111	172	204	257	157	142	160	243	24.2%	0.4%
金山町	4,667	1,292	113	167	190	215	107	112	174	214	27.7%	0.4%
最上町	7,396	1,842	146	251	300	310	118	142	243	332	24.9%	0.6%
舟形町	4,647	1,133	100	138	169	201	66	86	138	235	24.4%	0.3%
真室川町	6,554	1,590	112	213	237	268	120	140	223	277	24.3%	0.5%
大蔵村	2,771	730	62	91	135	110	42	56	96	138	26.3%	0.2%
鮭川村	3,633	881	87	122	136	119	65	87	114	151	24.2%	0.3%
戸沢村	3,871	921	78	120	129	116	79	98	119	182	23.8%	0.3%
高畠町	21,311	6,792	608	833	982	972	664	734	850	1,149	31.9%	2.1%
川西町	13,558	3,718	344	439	523	576	393	339	445	659	27.4%	1.1%
小国町	6,604	1,765	121	197	258	330	163	182	216	298	26.7%	0.5%
白鷹町	12,158	3,361	285	384	550	518	296	334	407	587	27.6%	1.0%
飯豊町	6,208	1,760	150	236	257	277	128	153	197	362	28.4%	0.5%
三川町	7,323	2,413	248	352	331	291	193	278	325	395	33.0%	0.7%
庄内町	18,921	5,418	465	663	772	788	439	635	723	933	28.6%	1.6%
遊佐町	12,145	2,892	247	375	441	440	238	271	382	498	23.8%	0.9%

資料：山形県統計企画課「令和5年山形県社会的移動人口調査」

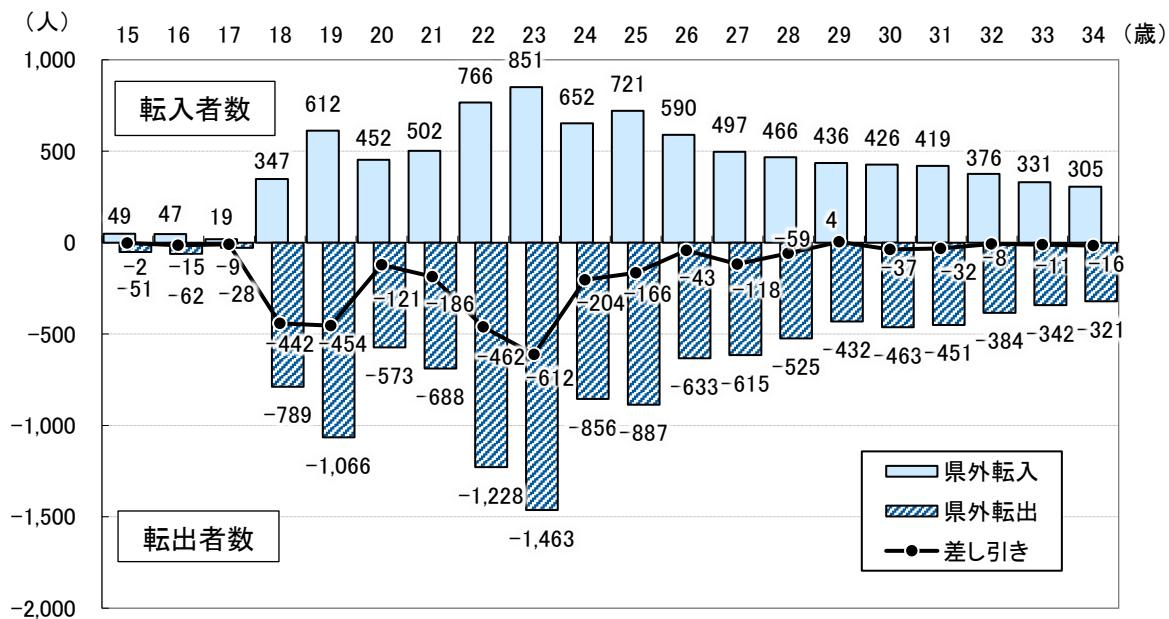
3 若者の県外流出の状況

令和4年10月から令和5年9月までの県外からの転入者数は14,862人、県外への転出者数18,023人で、3,161人の転出超過となっている。

県外への転出者のうち、15歳から34歳までが11,857人で全体の6割以上を占めており、県外からの転入者数は8,864人で2,993人の転出超過となっている。

県外への転出者数を年齢別でみると、23歳が1,463人と最も多く、次いで22歳が1,228人、19歳が1,066人と続いており、高校や大学等の卒業や就職を迎える若者層の県外流出傾向が際立っている。

図表1-5 年齢別県外転入・転出者数（令和4年10月～令和5年9月）



資料：山形県統計企画課「令和5年山形県社会的移動人口調査」

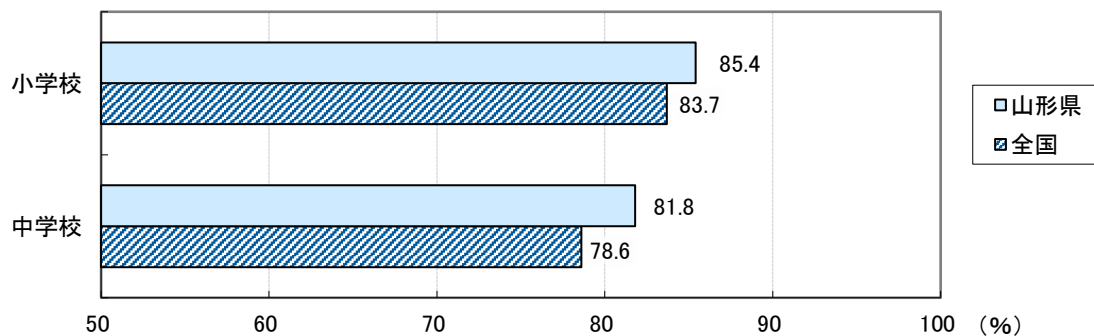
第2章 子ども・若者の生活習慣と意識・行動

1 基本的な生活習慣の状況

(1) 朝食を毎日食べている児童生徒の割合

「朝食を毎日食べていますか」の問いに対して、本県の小学生の85.4%、中学生の81.8%が「毎日食べる」と回答しており、全国よりも上回っているが、1割以上の家庭で朝食を欠食する子どもがいる状況である。

図表2-1 朝食を毎日食べている児童生徒の割合

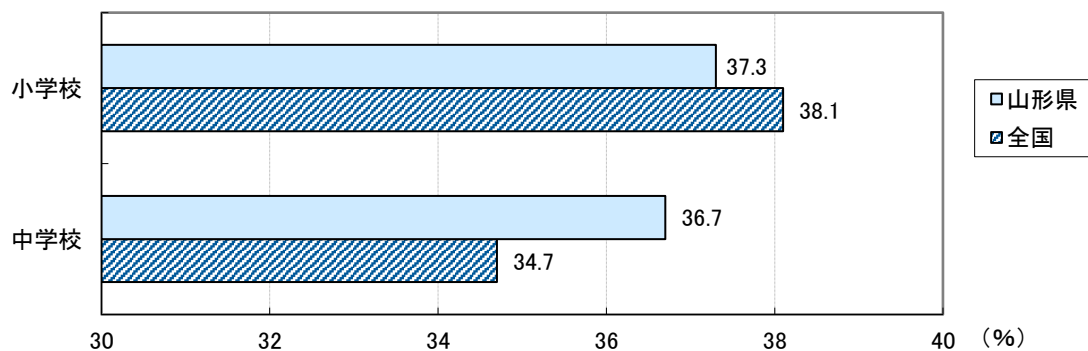


資料：文部科学省「令和5年度全国学力・学習状況調査」

(2) 児童生徒の就寝時間の状況

「毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか」の問いに対して、本県の小学生の37.3%、中学生の36.7%が「寝ている」と回答しており、中学生は全国より高いが、小学生は全国より低い割合となっている。

図表2-2 毎日、同じくらいの時刻に就寝する児童生徒の割合

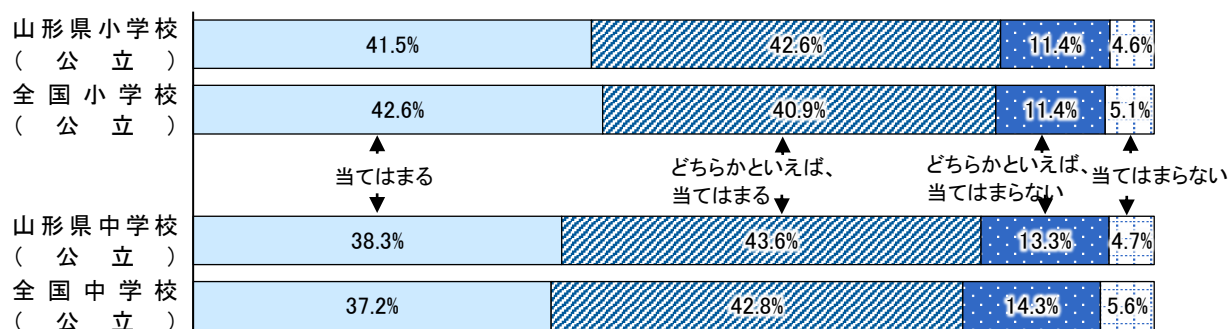


資料：文部科学省「令和5年度全国学力・学習状況調査」

2 子どもの意識

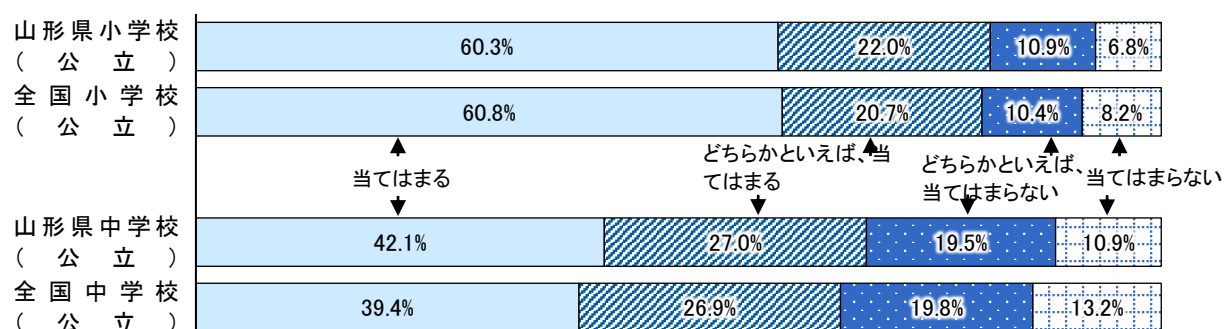
「自分にはよいところがあると思いますか」や「将来の夢や目標を持っていますか」という問いに対しての肯定的な回答は、本県の小中学生とも全国平均をやや上回っている。

図表 2-3 自分にはよいところがあるか



資料：文部科学省「令和5年度全国学力・学習状況調査」

図表 2-4 将来の夢や目標を持っているか



資料：文部科学省「令和5年度全国学力・学習状況調査」

3 子ども・若者の活動状況

(1) 児童生徒によるボランティア活動の状況

本県の児童生徒がボランティア活動に従事する率は全国平均に比べて高くなっている。

図表 2-5 ボランティア活動の行動者率

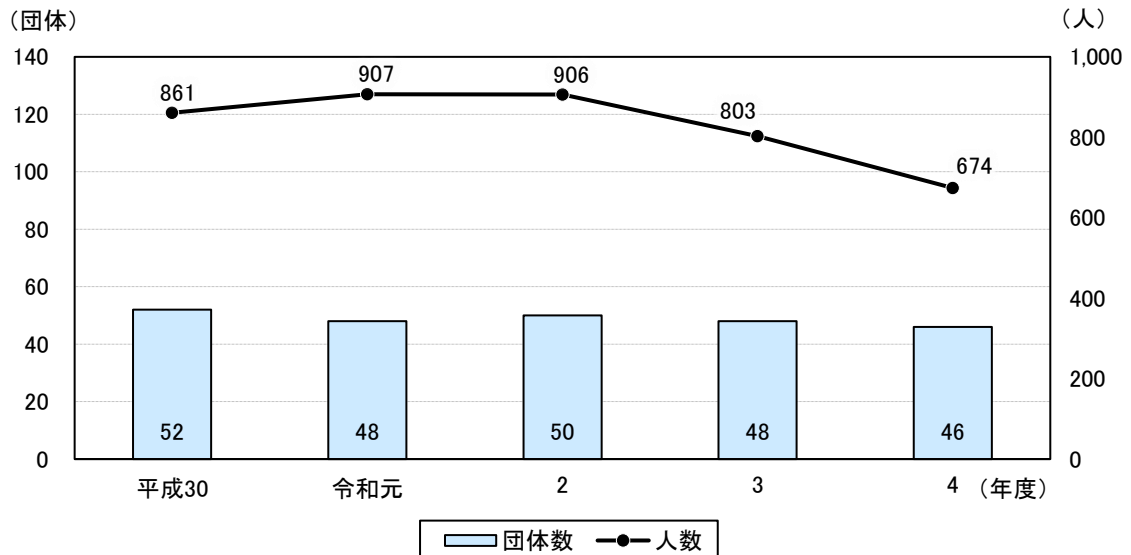
		全国		県	
		男子	女子	男子	女子
令和3年	小学生	12.1	12.1	26.2	20.3
	中学生	12.5	12.5	19.5	23.4
	高校生	10.4	12.6	25.0	22.3
平成28年	小学生	25.5	26.1	37.8	32.7
	中学生	24.9	29.0	43.1	47.9
	高校生	18.3	24.4	28.4	34.7

資料：総務省「平成28年、令和3年社会生活基本調査」

(2) YY ボランティア活動の状況

本県の市町村や地域住民によって運営され、地元の青少年が学校の枠を超えて集まり活動している「YY ボランティア」は全国的にも珍しく、多様な活動が見られ、団体数は近年 50 団体前後で推移している。

図表 2-6 YY ボランティアサークルの推移

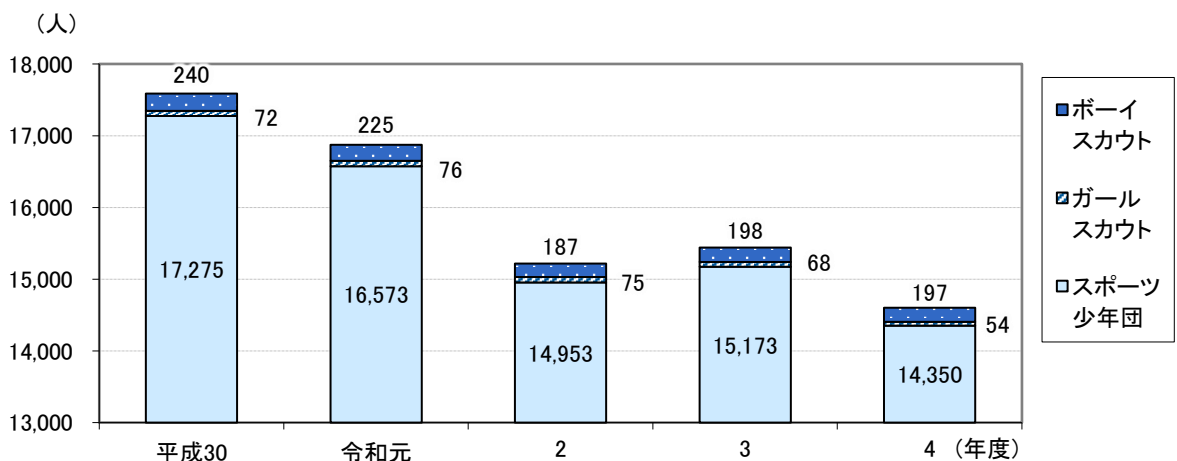


資料：山形県生涯教育・学習振興課

(3) 主な少年団体とその加入状況

少年の自主的な健全育成等に関する主な組織として、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団などがある。主な少年団体の加入者は減少傾向にある。

図表 2-7 主な少年団体の加入者の状況



※「ガールスカウト」の人数は少女会員数を記載（就学前1年生から高校生年代まで）

資料：「ボーイスカウト、ガールスカウト」は山形県生涯教育・学習振興課
「スポーツ少年団」は日本スポーツ協会 HP

(参考)

ボーイスカウト

「世界スカウト機構憲章」に基づき、日本におけるボーイスカウト運動を普及し、その運動を通じて青少年の優れた人格を形成し、かつ国際友愛精神の増進を図り、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(「(公財) ボーイスカウト日本連盟」HP引用)

ガールスカウト

少女と若い女性が自分自身と他の人々の幸福と平和のために責任ある市民として、自ら考え、行動できる人となるようにする。

(「(公社) ガールスカウト日本連盟」HP引用)

スポーツ少年団

日本スポーツ少年団は、本会の目的に従い、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の身心の健全な育成に資することを目的とする。

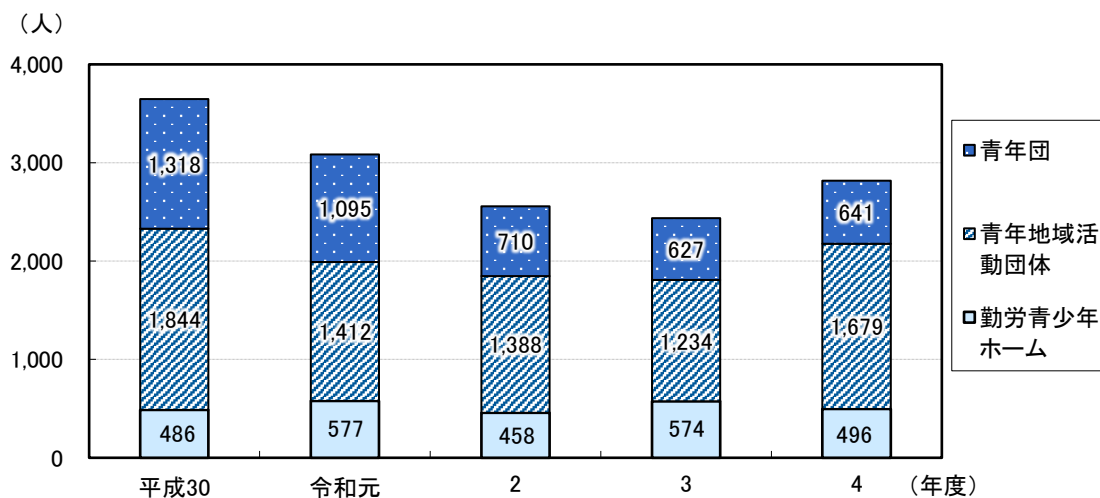
(「(公財) 日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団設置規定」HP引用)

(4) 青年の団体・グループとその加入状況

青年の自主的な団体・グループは、青年団や青年地域活動団体、勤労青少年グループなどがある。

令和4年度の青年の団体・グループの加入者は、令和3年度と比較して、381人増加した。

図表2-8 主な青年の団体・グループの加入者の状況



資料：「青年団」、「青年地域活動団体」は山形県生涯教育・学習振興課
「勤労青少年ホーム」は山形県雇用・産業人材育成課

(参考)

青年団

町や村など地縁的なつながりを基にして組織された団体。

青年地域活動団体

おおむね高等学校卒業以後にあたる者を中心として組織した団体。

勤労青少年ホーム

勤労青少年の様々な相談・指導を行うと共に、余暇の有効活用を支援する事業を行う施設。県内には2市（寒河江・天童）に設置されている。

(5) 地域おこし協力隊の活動状況

令和5年度は、各市町村において184名の地域おこし協力隊員が地域おこしの支援等の活動に携わっている。

図表2-9 市町村別地域おこし協力隊活動状況

(単位：人)

市町村名	隊員数
山形市	2
米沢市	12
鶴岡市	3
酒田市	3
新庄市	8
寒河江市	5
上山市	5
村山市	4
長井市	18
天童市	4
東根市	1
尾花沢市	3
南陽市	7
中山町	2
河北町	10
西川町	18
朝日町	7
大江町	5
大石田町	8
金山町	2
最上町	4
舟形町	1
真室川町	2
鮭川村	5
戸沢村	3
高畠町	6
川西町	3
小国町	7
白鷹町	9
飯豊町	5
庄内町	4
遊佐町	8

(参考)

○地域おこし協力隊の制度概要：

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体

○活動期間：概ね1年から3年

○総務省の支援：

地域おこし協力隊員の活動・起業・募集等に要する経費について、特別交付税による財政支援が行われる。

資料：総務省「令和5年度における地域おこし協力隊の活動状況」

第3章 子ども・若者をめぐる社会環境の変化

1 情報化社会の進展状況

全国におけるインターネット利用率（個人）は、84.9%（総務省「令和4年通信利用動向調査」）となっている。

情報化社会の進展は、生活の利便性を向上させるとともに、新たな知的価値や産業を創造する一方で、人間関係などに負の影響を及ぼすほか、子どもや若者が犯罪の被害者あるいは加害者となる恐れがある。

2 子ども・若者を取り巻く有害環境等

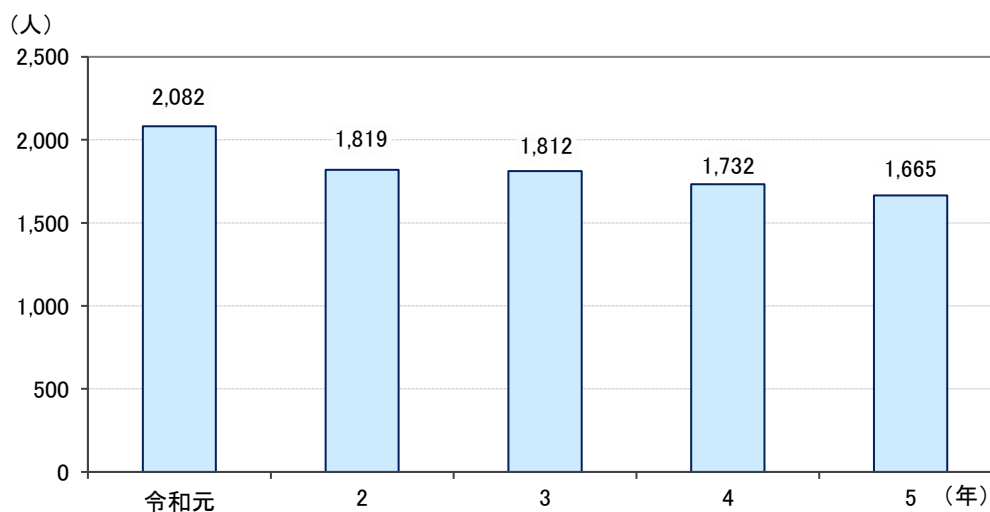
（1）SNS※に起因する事犯の被害児童数の推移（全国）

近年は、X（旧 Twitter）やLINEなどのSNSを介して子どもや若者がトラブルに巻き込まれるケースが多く発生しており、全国のSNSに起因した事件の被害児童数は令和元年に2,000人を超えた。令和5年は前年比で67人減少し、1,665人となった。

子どもや若者がネット上の犯罪・トラブル等に巻き込まれないことはもちろんのこと、安心してインターネットを利用できるよう、学校現場・地域における対策が求められている。

※SNSとは、ソーシャルネットワーキングサービスの略。登録するとインターネット上で友人などと交流することができる。

図表3-1 SNSに起因する事犯の被害児童数の推移（全国）



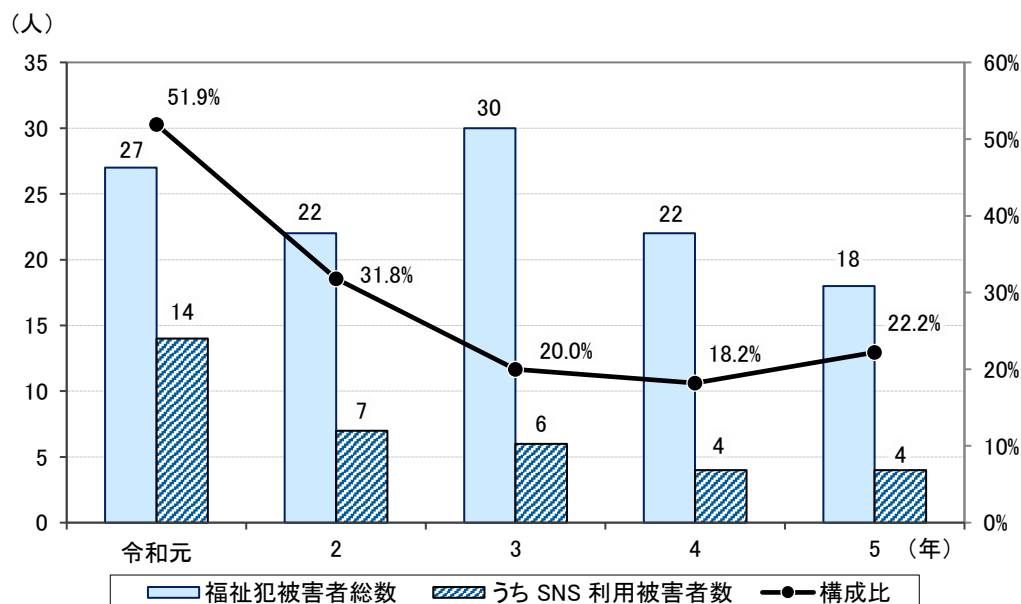
資料：警察庁「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」

(2) SNS に起因する福祉犯*被害児童数

令和5年は福祉犯被害のうち SNS を介した被害が4件あり、SNS を介した被害の構成比は22.2%となっている。

※福祉犯とは、児童福祉法違反や児童買春等の少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。

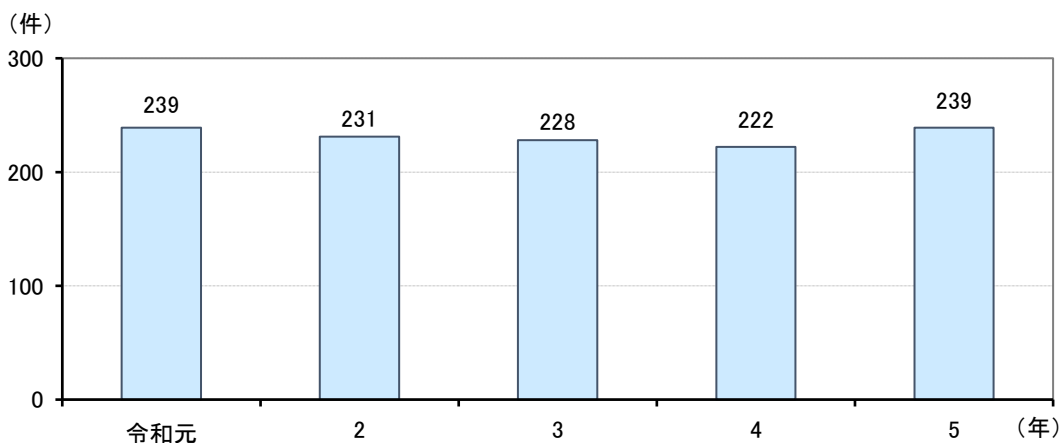
図表3-2 SNS に起因する福祉犯被害児童数の推移



(3) 小・中・高校生を対象とした犯罪・声かけ等事案

小・中・高校生の登下校時等の声かけ等事案数は減少傾向にあったが、令和5年は239件と、前年比17件増加している。年間200件を超える事案があり、子どもの安全を確保するためには、地域における見守り活動が重要である。

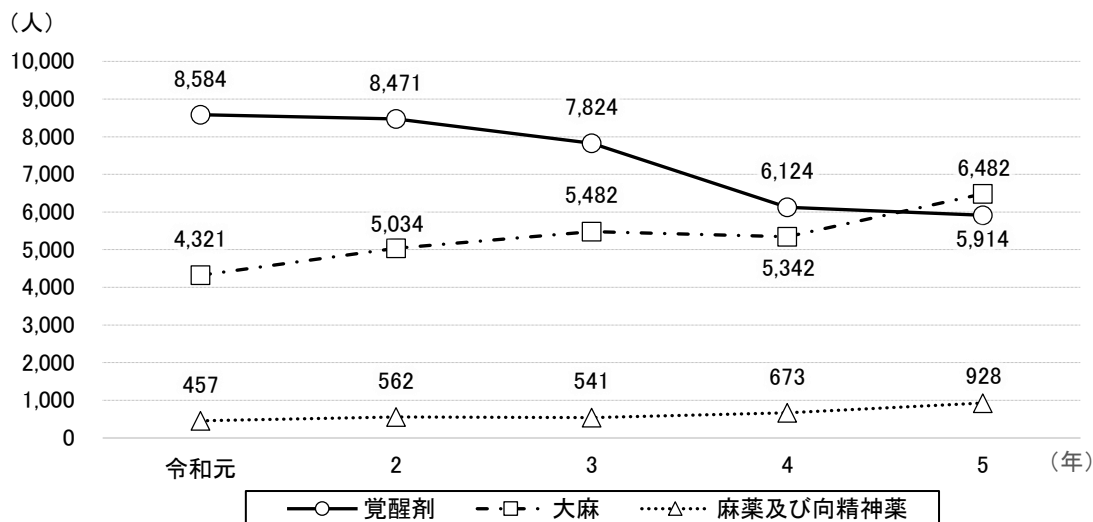
図表3-3 小・中・高校生を対象とした犯罪・声かけ等事案件数の推移



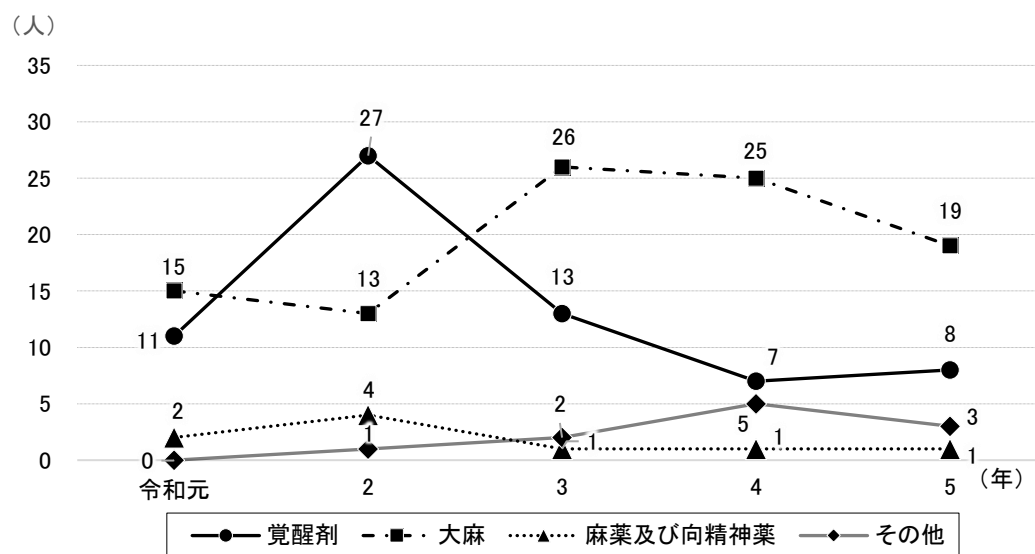
(4) 薬物犯罪の状況

薬物犯罪については、全国及び県内でも大麻事犯が増加傾向にあり、特に20代以下の若年層の増加が懸念される。県では平成28年4月1日に「山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例」を施行し、県民一丸となって薬物乱用を防止する環境の整備を行っている。

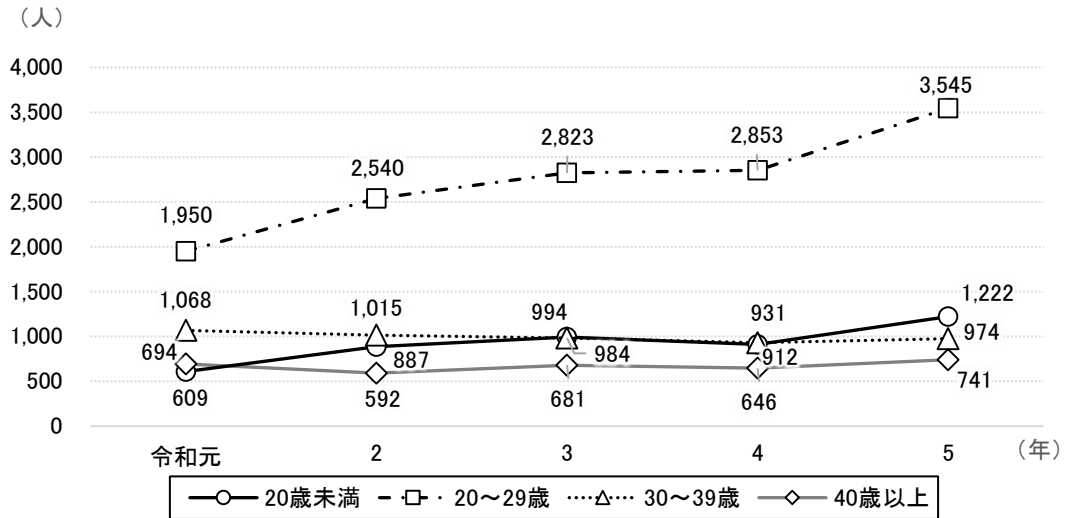
図表3-4 薬物事犯別検挙人員の推移（全国）



図表3-5 薬物事犯別検挙人員の推移

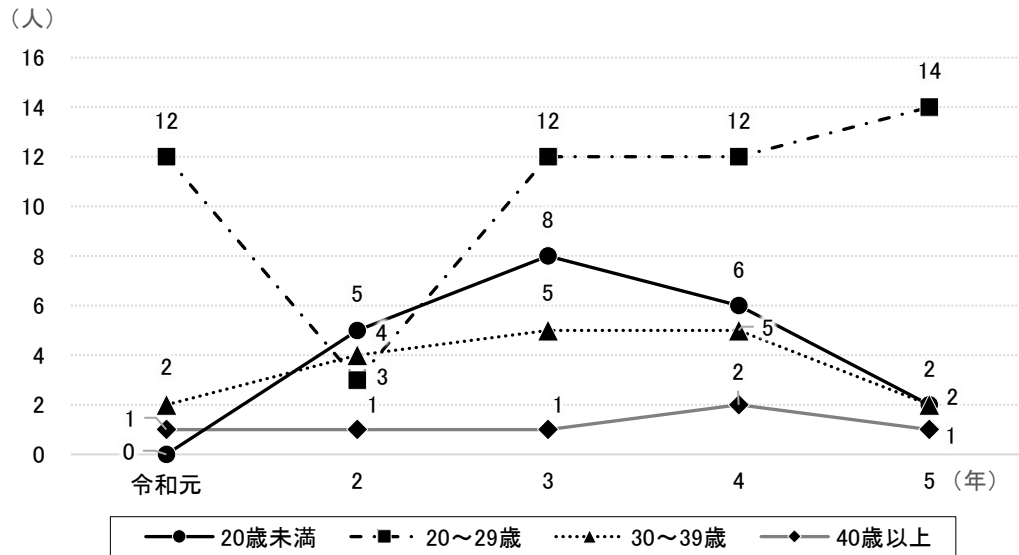


図表 3-6 大麻事犯年齢別検挙人数の推移（全国）



資料：警察庁「組織犯罪の情勢」

図表 3-7 大麻事犯年齢別検挙人数の推移



※令和3年までは、薬物事犯以外の罪での検挙も含む。

資料：山形県警察本部組織犯罪対策課

第4章 若者(15～34歳)の労働

1 若者の就労状況

(1) 産業別就労人口

令和2年10月1日現在の国勢調査の結果によると、15～34歳の就業者数は111,253人で、5年前(平成27年)の123,203人と比較して、11,950人減少している。内訳は、15～24歳の就業者数で1,660人、25～34歳の就業者数で10,290人の減少となっている。

産業別で最も就業者数が多いのは、製造業の25,382人で、次いで医療、福祉の17,664人、卸売・小売業の16,245人となっている。

就業者数の推移を産業別にみると、第1次産業で403人減少、第2次産業で4,241人減少、第3次産業で9,612人減少している。

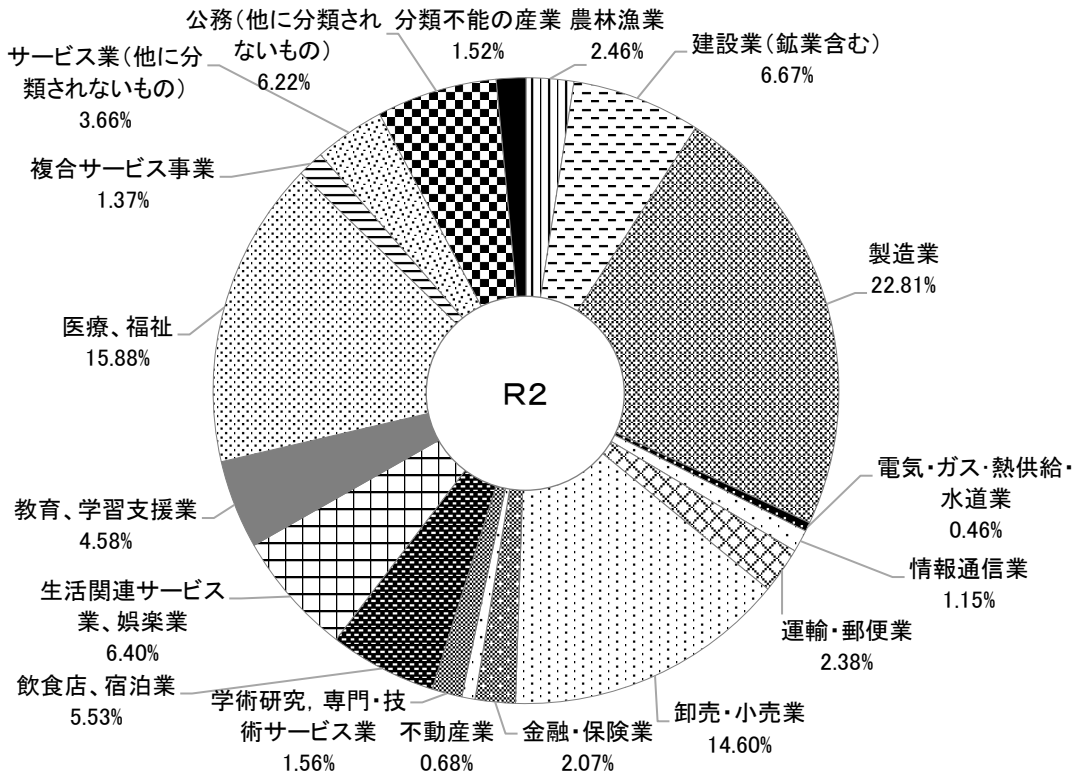
図表4-1 15～34歳人口の産業別就労人口

産業	令和2年				平成27年				増減			
	就業者数(人)			産業別構成比(%)	就業者数(人)			産業別構成比(%)	15～24歳	25～34歳	計	
	15～24歳	25～34歳	計		15～24歳	25～34歳	計					
総数	32,735	78,518	111,253	100%	34,395	88,808	123,203	100%	▲ 1,660	▲ 10,290	▲ 11,950	
第1次産業	農業	559	1,917	2,476	2.23%	599	2,275	2,874	2.33%	▲ 40	▲ 358	▲ 398
	林業	47	151	198	0.18%	47	162	209	0.17%	0	▲ 11	▲ 11
	漁業	35	23	58	0.05%	11	41	52	0.04%	24	▲ 18	6
第2次産業	鉱業	7	18	25	0.02%	7	23	30	0.02%	0	▲ 5	▲ 5
	建設業	2,238	5,165	7,403	6.65%	2,534	6,419	8,953	7.27%	▲ 296	▲ 1,254	▲ 1,550
	製造業	8,055	17,327	25,382	22.81%	7,781	20,287	28,068	22.78%	274	▲ 2,960	▲ 2,686
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	144	368	512	0.46%	183	333	516	0.42%	▲ 39	35	▲ 4
	情報通信業	347	933	1,280	1.15%	290	1,036	1,326	1.08%	57	▲ 103	▲ 46
	運輸・郵便業	629	2,018	2,647	2.38%	687	2,498	3,185	2.59%	▲ 58	▲ 480	▲ 538
	卸売・小売業	5,509	10,736	16,245	14.60%	5,811	13,975	19,786	16.06%	▲ 302	▲ 3,239	▲ 3,541
	金融・保険業	551	1,756	2,307	2.07%	685	1,907	2,592	2.10%	▲ 134	▲ 151	▲ 285
	不動産業	193	567	760	0.68%	268	730	998	0.81%	▲ 75	▲ 163	▲ 238
	学術研究、専門・技術サービス業	399	1,331	1,730	1.56%	411	1,553	1,964	1.59%	▲ 12	▲ 222	▲ 234
	飲食店、宿泊業	3,258	2,890	6,148	5.53%	3,297	3,911	7,208	5.85%	▲ 39	▲ 1,021	▲ 1,060
	生活関連サービス業、娯楽業	1,004	6,116	7,120	6.40%	1,377	3,206	4,583	3.72%	▲ 373	2,910	2,537
	教育、学習支援業	1,519	3,573	5,092	4.58%	1,192	3,317	4,509	3.66%	327	256	583
	医療、福祉	4,089	13,575	17,664	15.88%	4,742	15,305	20,047	16.27%	▲ 653	▲ 1,730	▲ 2,383
	複合サービス事業	413	1,111	1,524	1.37%	411	1,550	1,961	1.59%	2	▲ 439	▲ 437
	サービス業(他に分類されないもの)	1,039	3,028	4,067	3.66%	1,039	3,417	4,456	3.62%	0	▲ 389	▲ 389
	公務(他に分類されないもの)	2,024	4,900	6,924	6.22%	1,920	4,691	6,611	5.37%	104	209	313
	分類不能の産業	676	1,015	1,691	1.52%	1,103	2,172	3,275	2.66%	▲ 427	▲ 1,157	▲ 1,584
第1次産業	641	2,091	2,732	2.46%	657	2,478	3,135	2.54%	▲ 16	▲ 387	▲ 403	
第2次産業	10,300	22,510	32,810	29.49%	10,322	26,729	37,051	30.07%	▲ 22	▲ 4,219	▲ 4,241	
第3次産業	21,118	49,012	70,130	63.04%	22,313	57,429	79,742	64.72%	▲ 1,195	▲ 8,417	▲ 9,612	

資料：総務省「平成27年、令和2年国勢調査」

図表 4-2 15~34 歳人口の産業別就労割合

(単位: %)



資料：総務省「令和2年国勢調査」

(2) 若者の就業状態

令和4年10月1日現在の15~34歳の人口(170.7千人)をふだんの就業状態別にみると、有業者は109.2千人(人口に占める割合は64.0%)、無業者は61.4千人(同36.0%)となった。

平成29年と比べると、有業者の割合は1.1ポイント低下し、無業者の割合は1.1ポイント上昇した。

図表 4-3 15~34 歳人口の就業状態

(単位: 千人)

区分	15~34 歳 県人口	有業者						無業者										
		総数	有業者 割合	自営 業者	家族 従業者	雇用者 総数	会社 等の 役員	正規の 職員・ 従業者	非正規の 職員・ 従業者	パート	アルバイト	その他	総数	無業者 割合	家事を している	通学し ている	その他	
令和	合計	170.7	109.2	64.0%	1.9	0.6	106.8	0.5	81.8	24.5	7.6	9.2	7.7	61.4	36.0%	4.5	47.3	9.6
4 年	男	89.0	57.1	64.2%	1.2	0.4	55.2	0.4	45.7	9.1	1.5	4.8	2.9	31.9	35.8%	0.5	25.1	6.3
	女	81.6	52.2	64.0%	0.7	0.1	51.5	0.1	36.1	15.3	6.2	4.4	4.6	29.5	36.2%	4.0	22.2	3.3
平成	合計	191.1	124.4	65.1%	2.0	1.9	120.3	1.0	88.4	31.0	9.8	10.4	10.9	66.7	34.9%	7.7	52.5	6.4
	29 年	男	98.1	67.2	68.5%	0.9	1.3	64.8	1.0	53.1	11.0	1.4	4.7	4.8	30.9	31.5%	0.8	26.5
	女	92.9	57.2	61.6%	1.0	0.6	55.4	0.2	35.3	20.0	8.6	5.4	6.0	35.9	38.6%	7.1	26.1	2.7
増 減	合計	△ 20.4	△ 15.2	△ 1.1	△ 0.1	△ 1.3	△ 13.5	△ 0.5	△ 6.6	△ 6.5	△ 2.2	△ 1.2	△ 3.2	△ 5.3	1.1	△ 3.2	△ 5.2	3.2
	男	△ 9.1	△ 10.1	△ 4.3	0.3	△ 0.9	△ 9.6	△ 0.6	△ 7.4	△ 1.9	0.1	0.1	△ 1.9	1.0	4.3	△ 0.3	△ 1.4	2.6
	女	△ 11.3	△ 5.0	2.4	△ 0.3	△ 0.5	△ 3.9	△ 0.1	0.8	△ 4.7	△ 2.4	△ 1.0	△ 1.4	△ 6.4	△ 2.4	△ 3.1	△ 3.9	0.6

資料：総務省「平成29年、令和4年就業構造基本調査」

(3) 雇用者（役員を除く）の雇用形態

雇用者（役員を除く）の雇用形態別人数をみると、15～34歳の正規就業者（正規の職員・従業員）は81.8千人で全体の雇用者に占める割合は77.0%となっており、平成29年と比べると、3.0ポイント上昇している。

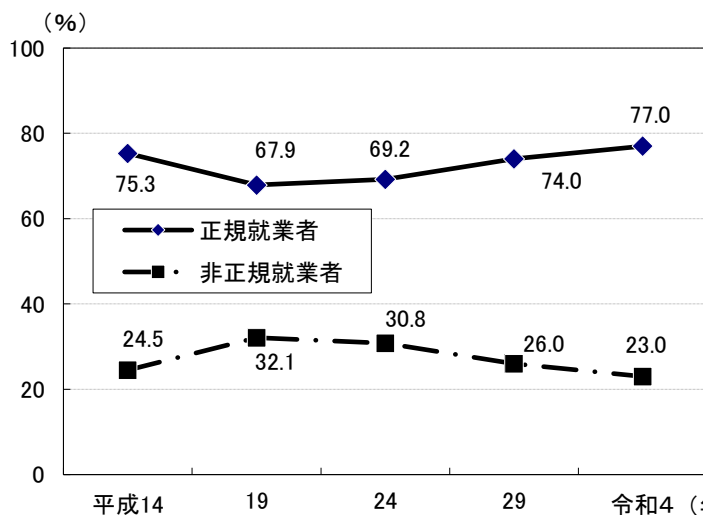
図表4-4 男女、年齢階級、雇用形態別人数と割合

(単位：千人、%、ポイント)

雇用形態	男女	実数			割合		
		総数	男	女	総数	男	女
令和4年	雇用者(役員を除く)	106.3	54.8	51.4	100.0	100.0	100.0
	正規の職員・従業員	81.8	45.7	36.1	77.0	83.4	70.2
	非正規就業者	24.5	9.1	15.3	23.0	16.6	29.8
	パート	7.6	1.5	6.2	7.1	2.7	12.1
	アルバイト その他	9.2 7.7	4.8 2.9	4.4 4.6	8.7 7.2	8.8 5.3	8.6 8.9
平成29年	雇用者(役員を除く)	119.4	64.1	55.3	100.0	100.0	100.0
	正規の職員・従業員	88.4	53.1	35.3	74.0	82.8	63.8
	非正規就業者	31.0	11.0	20.0	26.0	17.2	36.2
	パート	9.8	1.4	8.6	8.2	2.2	15.6
	アルバイト その他	10.4 10.9	4.7 4.8	5.4 6.0	8.7 9.1	7.3 7.5	9.8 10.8
増減	雇用者(役員を除く)	△ 13.1	△ 9.3	△ 3.9	-	-	-
	正規の職員・従業員	△ 6.6	△ 7.4	0.8	2.9	0.6	6.4
	非正規就業者	△ 6.5	△ 1.9	△ 4.7	△ 2.9	△ 0.6	△ 6.4
	パート	△ 2.2	0.1	△ 2.4	△ 1.1	0.6	△ 3.5
	アルバイト その他	△ 1.2 △ 3.2	0.1 △ 1.9	△ 1.0 △ 1.4	△ 0.1 △ 1.9	1.4 △ 2.2	△ 1.2 △ 1.9

資料：総務省「平成29年、令和4年就業構造基本調査」

図表4-5 雇用者（若年層）の雇用形態別割合の推移



(注) 雇用者は役員を除く。
総数には不祥データが含まれるため、内訳の合計とは一致しない。

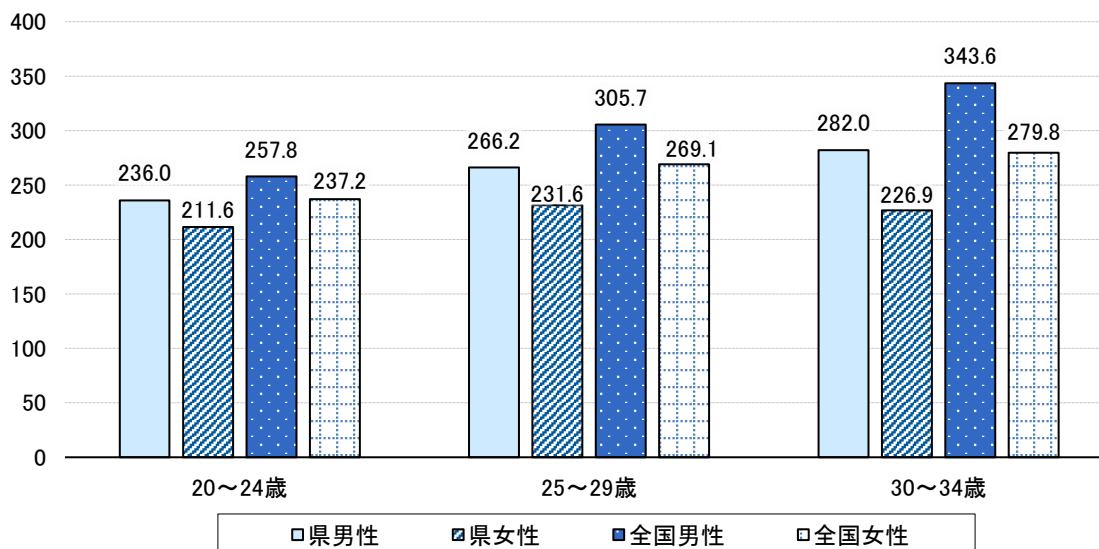
資料：総務省「就業構造基本調査」

(4) 若年男女別の現金給与額の状況

若年層の現金給与額については、男女とも全国平均を下回っている。
 全国平均に比べ、20～24歳において、男性は約2万2千円、女性は約2万6千円の差が生じており、30～34歳では、男性は約6万2千円、女性は約5万3千円まで差が拡大している。

図表4-6 若年者男女別の現金給与額の状況

(千円/月)

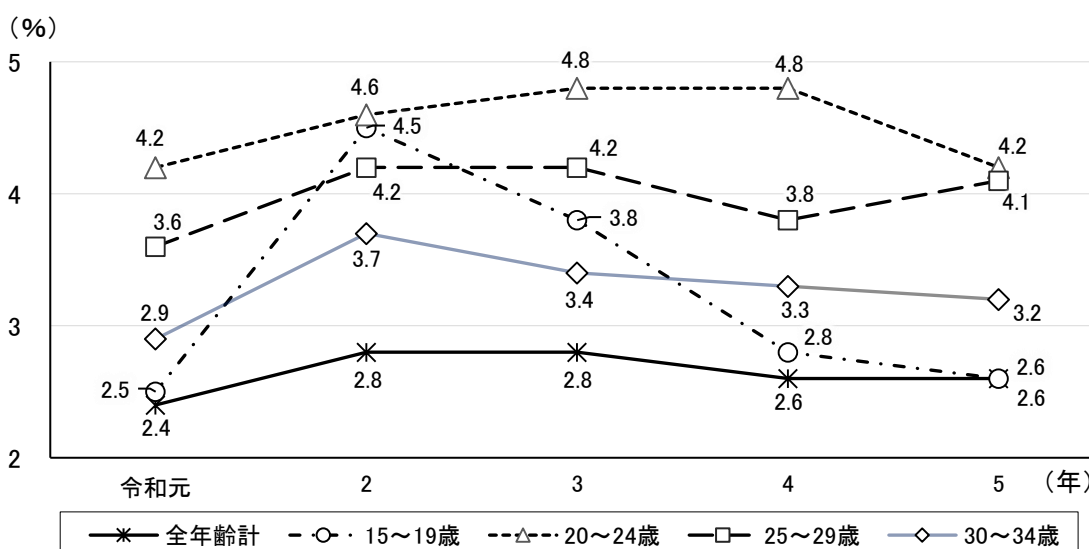


資料：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」

(5) 若者の失業率の推移

全年齢の平均に比べて若年層の失業者率は高くなっており、就職して数年以内での離職、新卒の無業者や失業者など、様々な要因が考えられる。

図表4-7 若者の失業率の推移（全国）



資料：総務省統計局「労働力調査」

2 新規学卒者の状況

(1) 高等学校卒業後の状況

令和5年3月の高等学校（全日課程・定時課程）卒業生数は、8,767人（男子4,515人、女子4,252人）で、前年度より231人減少（△2.6%）している。

卒業生の進路別内訳をみると、「大学等進学者」が4,282人（48.8%）で最も多く、次いで「就職者等」2,158人（24.6%）、「専修学校（専門課程）進学者」1,784人（20.3%）などとなっている。

図表4-8 高等学校（全日課程・定時課程）進路別卒業生数・構成比

（単位：人、%）

	卒業生数	A	B	C	D	E	左記以外、 不詳・死亡	左記A、B、 C、Dのうち就 職している者 (再掲)	左記E有期雇 用労働者のう ち雇用契約期 間が一年以上 かつフルタイ ム勤務相当 の者(再掲)
		大学等 進学者数	専修学校 (専門課程) 進学者数	専修学校 (一般過程) 等入学者数	公共職業能 力開発施設 等入学者数	就職者等数			
総数	8,767	4,282	1,784	163	177	2,158	203	1	6
構成比	100.0	48.8	20.3	1.9	2.0	24.6	2.3		

資料：山形県統計企画課「令和5年度学校基本調査-令和4年度間卒業生-」

図表4-9 高等学校（全日課程・定時課程）卒業生の卒業後の状況

（単位：人、%）

区分	卒業生数	大学等進学者数		就職者総数		大学等進学率		就職率		（参考：全国）		
		うち県内 進学者数	うち県内 就職者数	うち県内 進学者数	うち県内 就職者数	県内 進学率	県内 就職率	大学等 進学率	就職率	県内 就職率		
平成31年3月	9,849	4,390	1,352	2,933	2,285	44.6	30.8	29.8	77.9	54.7	17.7	80.6
令和2年3月	9,791	4,515	1,261	2,745	2,036	46.1	27.9	28.0	74.2	55.8	17.4	80.8
令和3年3月	9,381	4,355	1,213	2,561	2,048	46.4	27.9	27.3	80.0	57.4	15.7	81.9
令和4年3月	8,998	4,450	1,199	2,269	1,820	49.5	26.9	25.2	80.2	59.5	14.7	82.5
令和5年3月	8,767	4,282	1,122	2,152	1,710	48.8	26.2	24.5	79.5	60.8	14.2	82.0

資料：山形県統計企画課「令和5年度学校基本調査-令和4年度間卒業生-」

※就職者等数：A～D以外の就職した者で、自営業主、常用労働者（無期雇用労働者及び有期雇用労働者）、臨時労働者に該当する者の数

※就職者総数：自営業主、無期雇用労働者、有期雇用労働者のうち雇用期間が1年以上かつフルタイム相当の者、及びA～Dのうち就職している者を加えた合計数

(2) 新規学校卒業者の職業紹介状況

令和5年3月卒の高校生への県内求人数は6,490人で、前年度と比較すると、838人の増加となっている。求人倍率は3.91倍で、前年同期比で0.60ポイント上昇している。

また、県内への就職率は98.9%で、前年同期比で0.9ポイント低下した。

図表4-10 新規学校卒業者の職業紹介状況の推移

(1) 中学校

(単位：人、ポイント、%)

	31年3月卒	2年3月卒	3年3月卒	4年3月卒	5年3月卒	前年比
求職者数	1	2	0	0	1	-
うち県内	1	1	0	0	0	-
求人数(県内)	1	1	0	0	0	-
求人倍率(県内)	1.00	1.00	-	-	-	-
就職者数	1	2	0	0	1	-
うち県内	1	1	0	0	0	-
就職率	100.0	100.0	-	-	100.0	-
うち県内	100.0	100.0	-	-	-	-

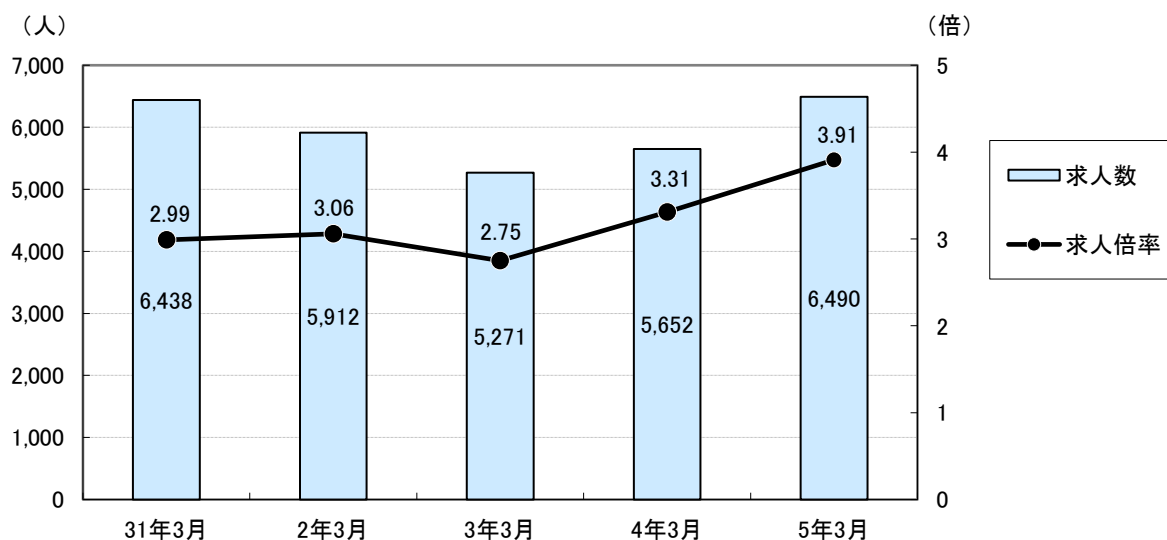
(2) 高等学校

(単位：人、ポイント、%)

	31年3月卒	2年3月卒	3年3月卒	4年3月卒	5年3月卒	前年比
求職者数	2,719	2,524	2,356	2,054	2,036	▲ 0.9
うち県内	2,156	1,930	1,916	1,708	1,658	▲ 2.9
求人数(県内)	6,438	5,912	5,271	5,652	6,490	14.8
求人倍率(県内)	2.99	3.06	2.75	3.31	3.91	0.60
就職者数	2,710	2,516	2,343	2,050	2,018	▲ 1.6
うち県内	2,147	1,923	1,903	1,704	1,640	▲ 3.8
就職率	99.7	99.7	99.4	99.8	99.1	▲ 0.7
うち県内	99.6	99.6	99.3	99.8	98.9	▲ 0.9

資料：山形労働局「令和5年3月新規学校卒業者の職業紹介状況（4月末最終）について」

図表4-11 新規学校卒業者（高等学校）の求人数及び求人倍率の推移



資料：山形労働局「新規学校卒業者の職業紹介状況（4月末最終）について」

(3) 新規高等学校卒業者の産業別・規模別新規求人受理状況

令和5年3月の高等学校卒業者の求人状況を産業別にみると、伸び率は鉱業、採石業、砂利採取業が一番高く（前年比100.0%）、減少率は電気・ガス・熱供給・水道業が一番高かった（前年比▲12.5%）。

規模別の求人については、すべての規模の事業所で増加している。

図表4-12 新規学校卒業者（高等学校）の産業別・規模別新規求人受理状況

産業・規模		4年度累計	前年同期	増減比(%)
農林、漁業		75	40	87.5
鉱業、採石業、砂利採取業		2	1	100.0
建設業		1,323	1,310	1.0
製造業		2,233	1,895	17.8
電気・ガス・熱供給・水道業		14	16	▲ 12.5
情報通信業		44	44	0.0
運輸業、郵便業		742	459	61.7
卸売業、小売業		666	626	6.4
金融、保険業、不動産、物品賃貸業		51	49	4.1
学術研究、専門・技術サービス業		50	50	0.0
宿泊業、飲食サービス業		281	201	39.8
生活関連サービス業、娯楽業		121	120	0.8
教育、学習支援業		24	14	71.4
医療、福祉		457	465	▲ 1.7
複合サービス事業		57	64	▲ 10.9
サービス業(他に分類されないもの)		348	296	17.6
公務・その他		2	2	0.0
合 計		6,490	5,652	14.8
事業 所 規 模	29人以下	2,184	1,884	15.9
	30～99人	2,048	1,937	5.7
	100～299人	1,013	924	9.6
	300～499人	316	288	9.7
	500～999人	230	184	25.0
	1,000人以上	699	435	60.7

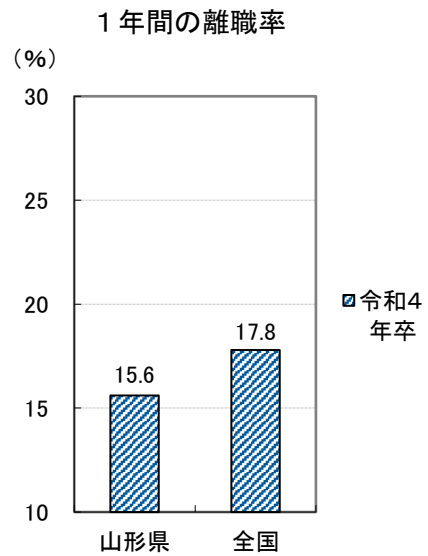
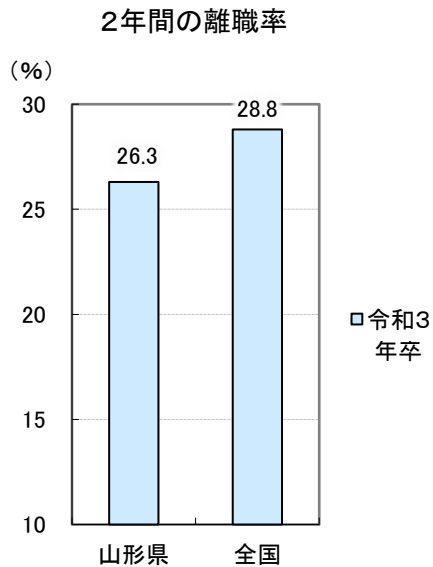
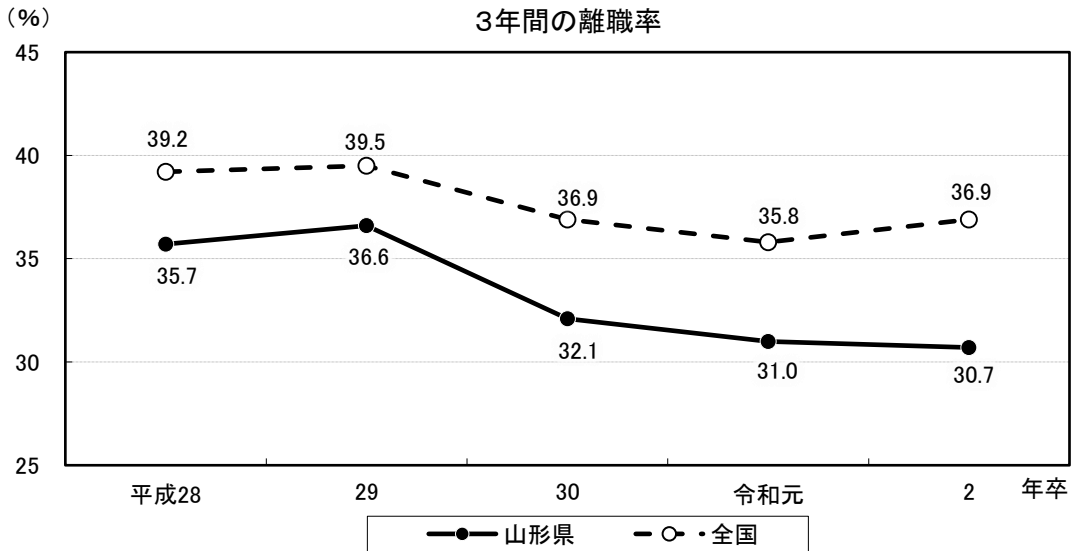
資料：山形労働局「令和5年3月新規学校卒業者の職業紹介状況（4月末最終）」について

(4) 在職期間別離職状況（高等学校卒業者）

高等学校卒業者の在職期間別離職状況をみると、3年間の離職率は減少傾向となっている。

また、1～3年間の離職率は、いずれも全国と比較して低い。

図表4-13 在職期間別離職状況（高等学校卒業者）



資料：山形労働局

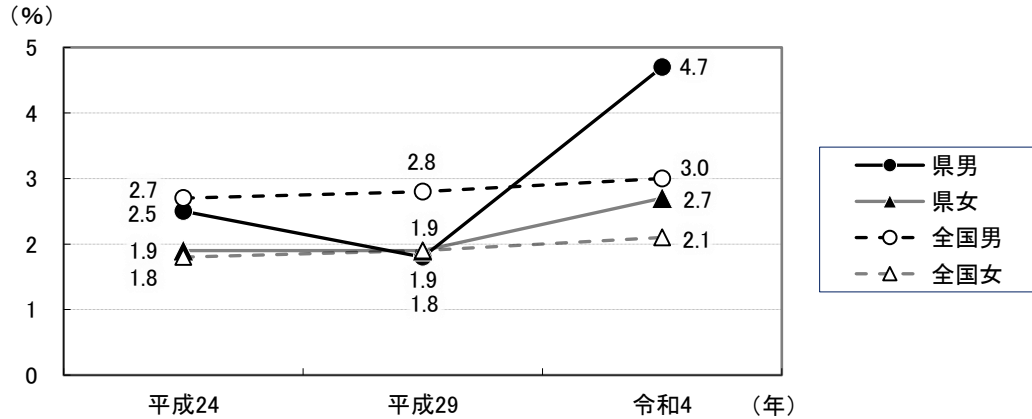
第5章 困難を有する子ども・若者

1 若年無業者（ニート）の状況

(1) 若年無業者の割合

令和4年の就業構造基本調査によると、本県の若年無業者（いわゆる「ニート」）の割合は、男女とも全国平均を上回っている。

図表5-1 若年無業者の割合推移



※若年無業者（ニート）…15～34歳の無業者で、家事も通学もしていない者のうち、以下①及び②)の者をいう。

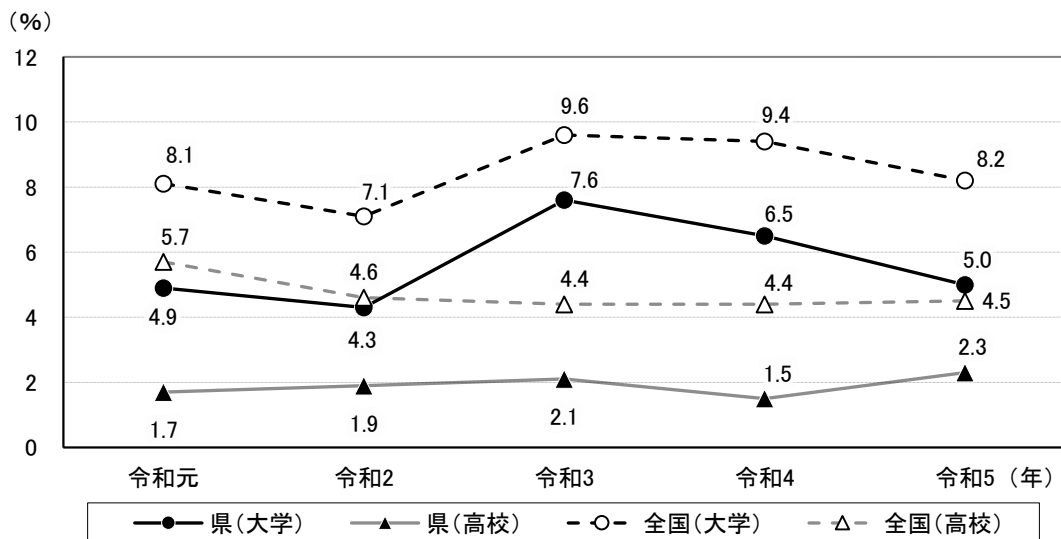
- ①就業を希望している者のうち、求職活動をしていない者（非求職者）
- ②就業を希望していない者（非就業希望者）

資料：総務省「就業構造基本調査」

(2) 新卒無業者の状況

令和5年3月卒の高校・大学卒業者のうち、進学も就職もしなかった「新卒無業者」の割合は、高等学校卒業者は全国・県とも前年と比較して増加しているが、大学卒業者は全国・県とも減少している。

図表5-2 新卒無業者の割合推移



※令和元年までは卒業後、一時的な仕事についた者も含まれる。

資料：文部科学省「学校基本調査」

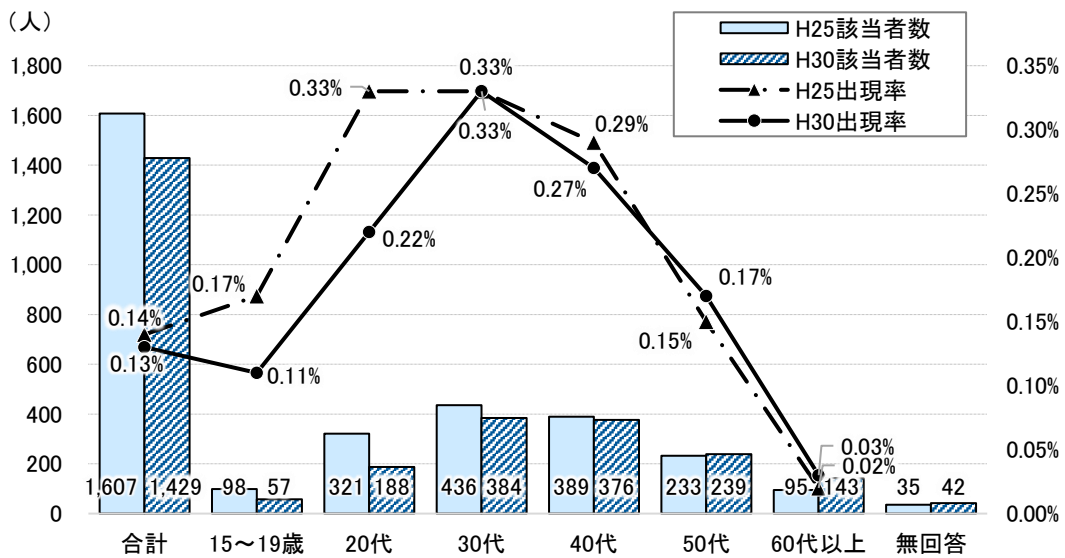
2 ひきこもり等の状況

(1) 困難を有する若者に関するアンケート調査

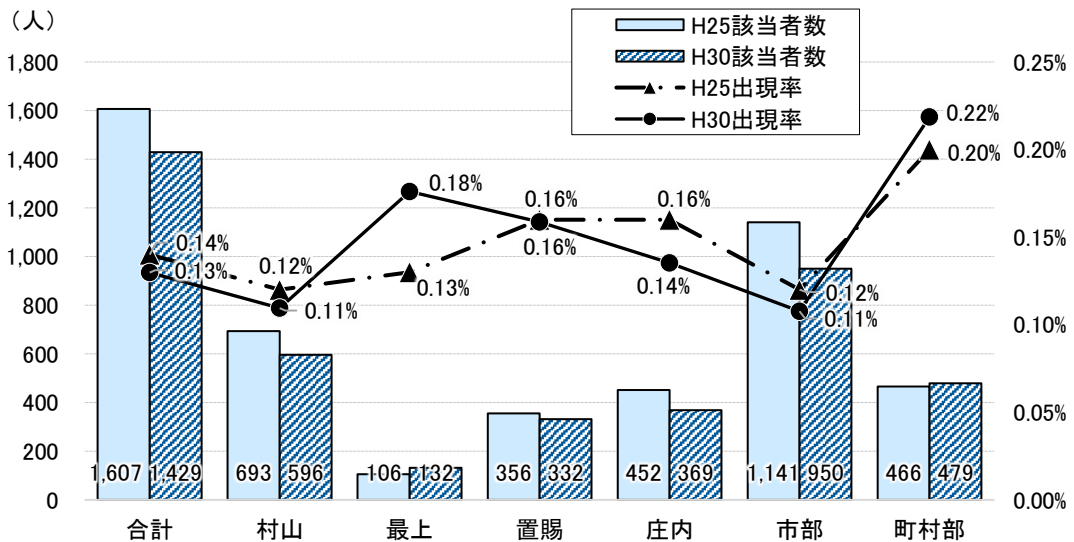
平成30年4月～7月に県内全ての民生委員児童委員に対し、ひきこもりやニート等の「社会生活に参加する上で困難を有する若者等」に関するアンケート調査を実施したところ、該当者の人数は1,429人で、そのうち15歳から39歳までの「若者」は629人となり、平成25年調査より減少している。さらに若年層の出現率も低下している。

図表5-3 社会生活に参加する上で困難を有する若者等の該当者数及び出現率
(平成30年)

【年代別】



【地域別】



資料：山形県若者活躍・男女共同参画課「平成30年度困難を有する若者等に関するアンケート調査報告書」

※ひきこもりの定義

様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）

－厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」より－

(2) ひきこもりに関する推計（内閣府推計値）

令和4年11月に内閣府が実施した調査に基づく推計では、ひきこもりの若者（15～39歳）の数は、広義で65.3万人、狭義で35.0万人とされており、前回調査と比較して、広義で11.2万人、狭義で17.4万人増加している。

全国の出現率を本県の人口に当てはめると、本県には広義で約4,700人、狭義で約2,500人の該当者がいると推計される。

図表5-4 ひきこもりの状態にある若者の内閣府推計値（全国）

【平成27年】

ひきこもりの状態	出現率 (%)	全国の推計数 (万人)		本県の推計数 (人)
①自室からは出るが、家からは出ない 又は②自室からほとんど出ない	0.16	5.5	狭義のひきこもり 17.6	1,400
③ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.35	12.1		
④ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.06	準ひきこもり	36.5	2,800
計	1.57	広義のひきこもり	54.1	4,200

資料：内閣府「若者の生活に関する調査」

【令和4年】

ひきこもりの状態	出現率 (%)	全国の推計数 (万人)		本県の推計数 (人)
①自室からは出るが、家からは出ない 又は②自室からほとんど出ない	0.36	11.5	狭義のひきこもり 35.0	2,500
③ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.74	23.6		
④ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	0.95	準ひきこもり	30.3	2,200
計	2.05	広義のひきこもり	65.3	4,700

資料：内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」

※①～③に当てはまる者を狭義のひきこもり、④に当てはまる者を準ひきこもりといい、両者を合わせて広義のひきこもりという。

※本県の推計数の算出に用いた15～39歳の人口は、以下のとおり。

H27	266,983人	平成27年国勢調査
R4	226,902人	令和4年社会的移動人口調査

(3) ひきこもり等の相談件数

県内4ヶ所の保健所（村山・最上・置賜・庄内）における令和4年度のひきこもり相談件数の合計は、前年度比で21件の減となっている。同じく「自立支援センター 巢立ち」における相談件数は、前年度比で19件の増となっている。

また、県内に8ヶ所ある若者相談支援拠点における令和4年度の相談支援件数の合計は5,649件で、前年度比で45件の減となっている。

図表5-5 各保健所におけるひきこもり相談件数の推移

(単位:件)

保健所 年度	村山	最上	置賜	庄内	計
平成30	421	6	183	116	726
令和元	226	12	114	155	507
2	227	7	91	61	386
3	246	16	24	70	356
4	265	10	25	35	335

資料：山形県障がい福祉課

図表5-6 ひきこもり相談支援窓口「自立支援センター 巢立ち」相談件数の推移

(単位:件)

年度	平成30	令和元	2	3	4
相談件数	353	492	560	543	562

資料：山形県障がい福祉課

図表5-7 若者相談支援拠点相談件数の推移

令和2年度まで6拠点、令和3年度から8拠点の合計(延数)

年度	相談支援件数						居場所支援利用者数(人)
	合計	面接	電話	訪問	その他※	出張	
平成30	3,412	979	1,563	229	372	269	7,935
令和元	3,315	1,028	1,358	264	400	265	6,305
2	3,607	1,020	1,709	209	498	171	5,234
3	5,694	1,462	2,567	380	935	350	7,229
4	5,649	1,516	2,041	562	1,143	387	7,755

※相談支援の「その他」は電子メール、手紙、外出同行など

資料：山形県多様性・女性若者活躍課

3 不登校の状況

(1) 学校数及び児童・生徒数

令和5年度の学校数は、前年度と比べて小学校で7校減少した。義務教育学校（義務教育の小学校課程から中学校課程を一貫して行う学校）と中学校、高等学校は、前年度と変化はなかった。

児童・生徒数は年々減少しており、令和5年度は前年度より2,570人少ない99,923人となっている。内訳をみると、小学校が1,374人の減少、中学校が557人の減少、義務教育学校が20人の減少、高等学校が619人の減少となっている。

図表5-8 学校数及び児童・生徒数の推移

(単位：校、人)

区分 年度	学校数				児童・生徒数				
	小学校	中学校	義務教育 学校	高等 学校	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	計
平成30	252	101	1	61	53,308	28,417	382	30,160	112,267
令和元	249	99	1	61	52,034	27,938	383	29,251	109,606
2	244	97	1	61	50,885	27,473	374	28,281	107,013
3	234	94	3	61	49,164	26,969	1,276	27,233	104,642
4	230	94	3	60	48,241	26,362	1,211	26,679	102,493
5	223	94	3	60	46,867	25,805	1,191	26,060	99,923
R4-R5	△7	0	0	0	△1,374	△557	△20	△619	△2,570

資料：文部科学省「学校基本調査」

(2) 小・中学校における長期欠席の児童・生徒数

令和4年度の30日以上登校しなかった長期欠席者数は、小学校は964人で前年度より417人の増加、中学校は1,780人で前年度より437人の増加となっている。

この中で、不登校*を理由とする児童・生徒数は、小学校が685人で前年度より257人増加、中学校が1,388人で前年度より262人増加している。全児童・生徒数に占める割合は、小学校が1.40%、中学校が5.19%で、全国平均（小学校1.70%、中学校5.98%）を下回っている。

図表5-9 理由別長期欠席者数の推移

(単位：人、%)

区分		計	不登校	病気	経済的理由	新型コロナウイルス の感染回避	その他
小 学 校	平成30年度	332(0.62)	249(0.47)	56(0.10)	—	—	27(0.05)
	令和元年度	375(0.72)	278(0.53)	76(0.15)	—	—	21(0.04)
	令和2年度	471(0.92)	344(0.67)	59(0.11)	—	51(0.10)	17(0.03)
	令和3年度	547(1.09)	428(0.86)	70(0.14)	—	27(0.05)	22(0.04)
	令和4年度	964(1.97)	685(1.40)	119(0.24)	—	64(0.13)	96(0.20)
中 学 校	平成30年度	965(3.38)	861(3.01)	72(0.25)	—	—	32(0.11)
	令和元年度	981(3.49)	875(3.12)	89(0.32)	—	—	17(0.06)
	令和2年度	1,040(3.76)	882(3.19)	119(0.43)	—	19(0.07)	20(0.07)
	令和3年度	1,343(4.90)	1,126(4.11)	159(0.58)	—	25(0.09)	33(0.12)
	令和4年度	1,780(6.65)	1,388(5.19)	236(0.88)	—	60(0.22)	96(0.36)

※ () 内の数字は、全児童・生徒数に占める理由別長期欠席者の割合

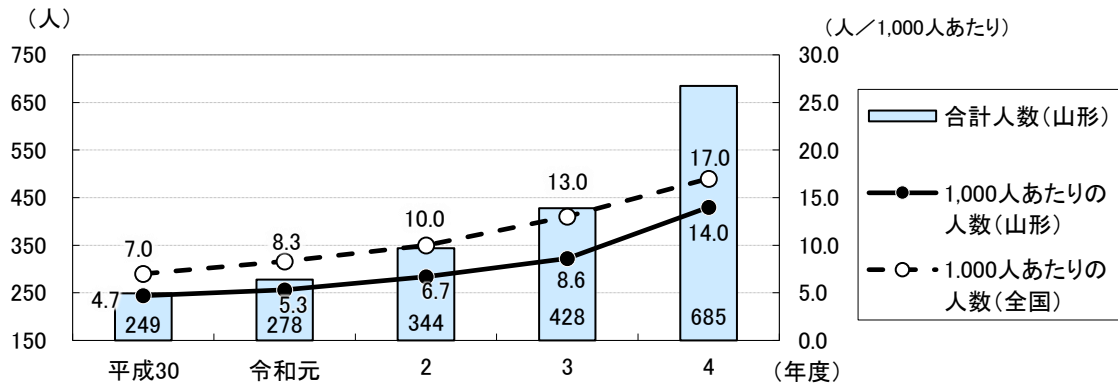
資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

※不登校の定義

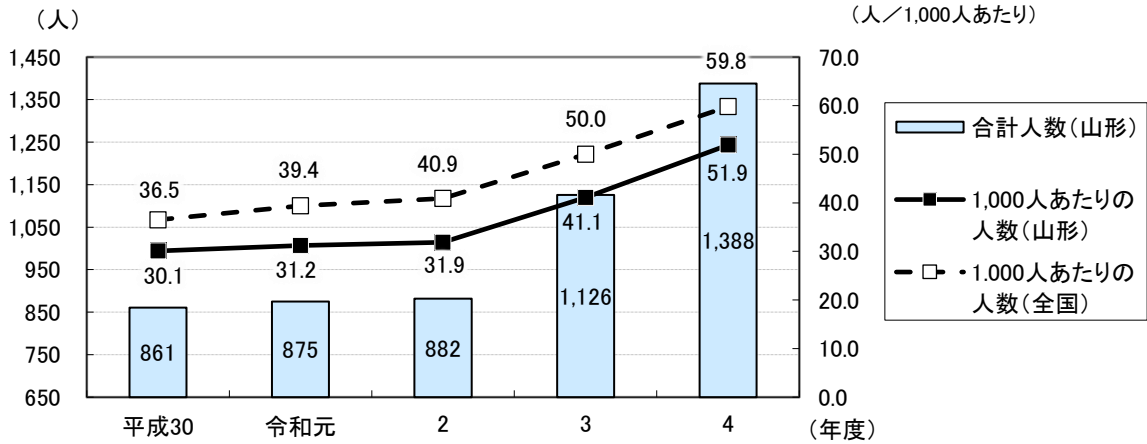
30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者。

図表5-10 不登校児童・生徒数の推移

＜小学校＞



＜中学校＞



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(3) 高等学校における長期欠席の生徒数

令和4年度の県内高等学校における長期欠席者は1,171人で、前年度より369人増加している。この中で不登校を理由とする生徒数は588人で、前年度より102人増加している。1,000人あたりの不登校生徒数は22.1人で、全国平均の20.4人と比べてやや多くなっている。

図表5-11 理由別長期欠席者数の推移

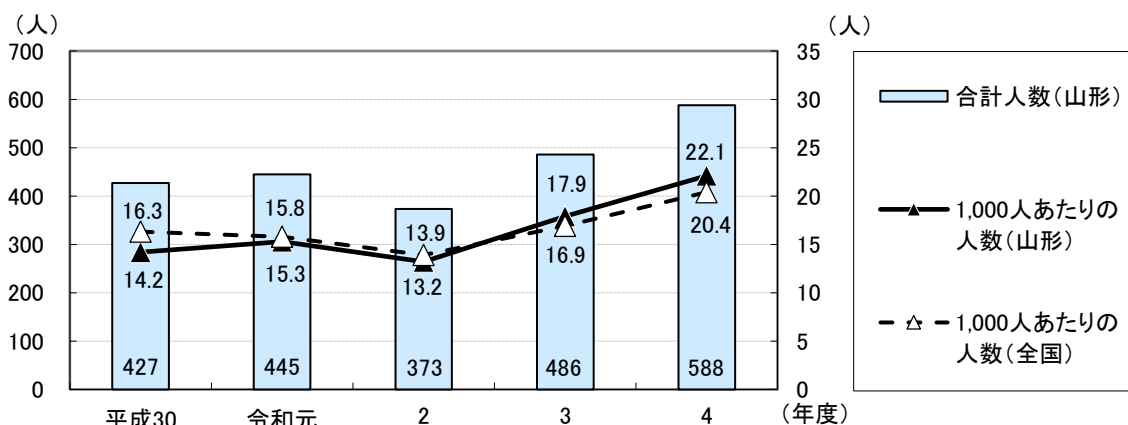
(単位：人)

年度	計	不登校	病気	経済的理由	新型コロナウイルスの感染回避	その他
平成30	427	-	-	-	-	-
令和元	445	-	-	-	-	-
2	641	373	139	0	10	119
3	802	486	194	0	19	103
4	1,171	588	299	0	97	187

※理由別の内訳については、令和2年度から公表されている。

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

図表5-12 不登校生徒数の推移



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(4) 不登校の要因

学校に係る状況は、小・中学校、高等学校いずれも「いじめを除く友人関係をめぐ
る問題」が多く、本人に係る状況は、小・中学校、高等学校いずれも「無気力・不
安」が多数を占めている。また、家庭に係る状況は、小学校では16.8%、中学校では
8.8%、高等学校では6.4%と、年齢が上がるにつれて減少する傾向がある。

図表5-13 不登校の要因(全国)

<小学校>

(単位：人)

区分	不登校児童数	学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業不振	進路に係る不安	クラブ活動・部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	級入学・転編入学・進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	あそび・非行		生活リズムの乱れ
主たるもの	105,112	318	6,912	1,901	3,376	277	30	786	1,914	3,379	12,746	1,599	13,209	53,472	5,193
主たる以外にも当てはまるもの		146	3,848	1,477	7,068	348	36	810	1,021	2,002	12,038	1,835	9,042	9,992	

<中学校>

(単位：人)

区分	不登校生徒数	学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業不振	進路に係る不安	クラブ活動・部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	級入学・転編入学・進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	あそび・非行		生活リズムの乱れ
主たるもの	193,936	356	20,598	1,706	11,169	1,837	839	1,315	7,389	4,343	9,441	3,232	20,790	101,300	9,621
主たる以外にも当てはまるもの		134	8,189	1,435	14,097	2,592	1,127	1,285	2,959	2,465	10,654	3,195	11,608	16,481	

<高等学校>

(単位：人)

区分	不登校生徒数	学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業不振	進路に係る不安	クラブ活動・部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	級入学・転編入学・進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	あそび・非行		生活リズムの乱れ
主たるもの	60,575	124	5,576	286	3,416	2,489	492	514	5,070	1,080	1,703	1,093	9,651	24,223	4,858
主たる以外にも当てはまるもの		27	1,295	207	2,357	1,302	300	293	1,064	429	1,453	714	2,319	3,720	

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

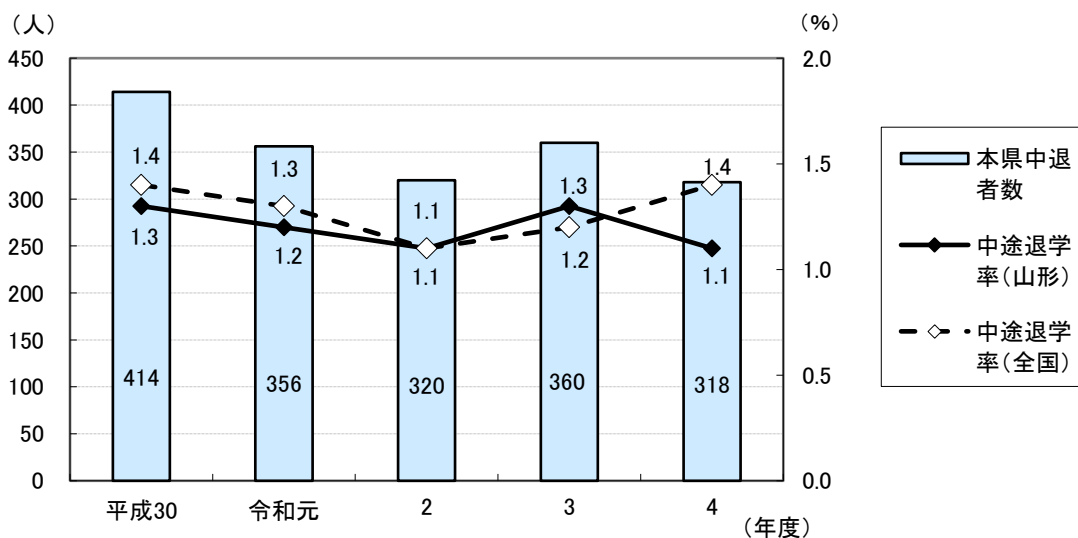
※「主たるもの」については、「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因を一つ選択。
 ※「主たるもの以外にも当てはまるもの」については、主たるもの以外で当てはまるものがある場合は、一人につき二まで選択可。

4 高等学校における中途退学の状況

(1) 中途退学者数と割合の推移

令和4年度の高等学校における中途退学者数は318人で、前年度より42人減少した。全生徒数に対する割合は1.1%で、全国平均の1.4%と比べ0.3ポイント低くなっている。

図表5-14 中途退学者数と中途退学率の推移



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(2) 中途退学の理由

中退の理由は、「学校生活・学業不適合」が最も多く、135人となっている。前年度に最も多かった「進路変更」は58人減少し、125人となっている。

図表5-15 中途退学の理由の推移

(単位：人)

中退の理由	学業不振	学校生活・学業不適合	進路変更	病気・けが・死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他の理由	合計
H30	23	169	158	17	4	12	18	13	414
R1	11	133	144	29	1	12	14	12	356
R2	5	96	155	23	0	9	14	18	320
R3	7	111	183	15	2	13	10	19	360
R4	1	135	125	19	0	17	11	10	318

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

5 障がいのある子ども・若者の状況

(1) 身体障がい児・知的障がい児の数

令和4年度の身体障がい児、知的障がい児の数はそれぞれ536人、1,465人となっている。

図表5-16 身体障がい児※・知的障がい児※の数

(単位：人)

障がい別・障がい程度	身体障がい児人員数					知的障がい児人員数	
	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語機能障がい	肢体不自由	内部障がい	重度	中軽度
人員数・件数	12	66	6	315	137	396	1,069
合計	536					1,465	

※0歳～18歳までの子どもをいう。

資料：山形県障がい福祉課、山形県発達障がい者支援センター

(2) 県発達障がい者支援センターにおける相談件数

相談件数は増減を繰り返しているが、令和4年度は前年比で274件の減少となっている。

図表5-17 県発達障がい者支援センターにおける相談件数の推移

(単位：件)

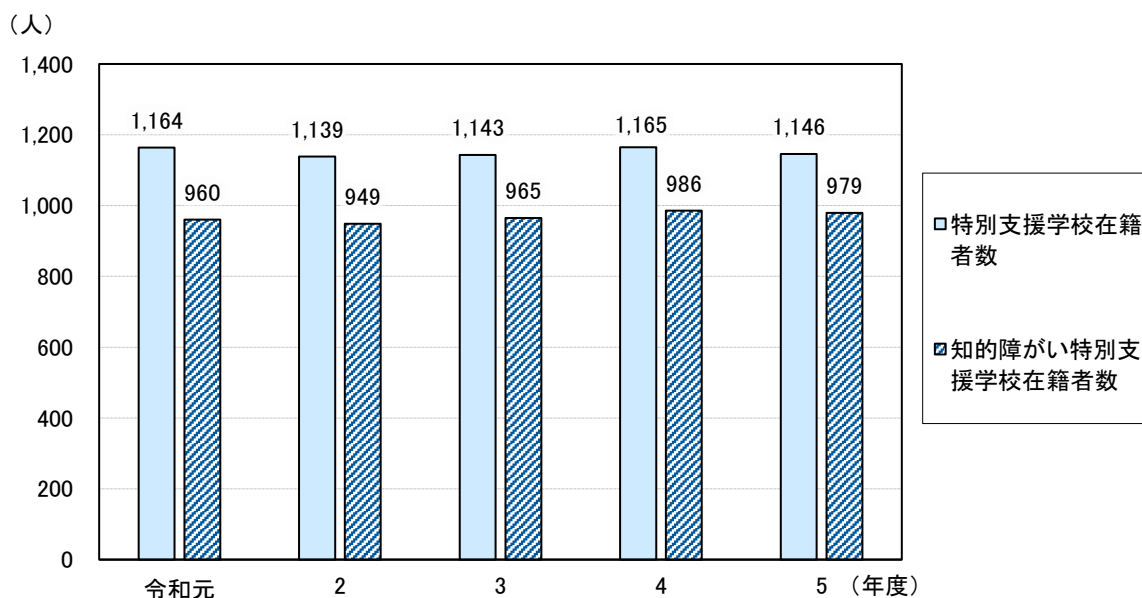
年度	平成30	令和元	2	3	4
発達障がい相談延べ件数	1,733	1,356	1,383	1,650	1,376

資料：山形県障がい福祉課、山形県発達障がい者支援センター

(3) 特別支援学校在籍者数（国立を含む）

特別支援学校（国立を含む）における在籍者数は、令和5年度は前年比で、19人減少した。そのうち、知的障がい特別支援学校に在籍する者が占める割合は、全体の85.4%である。

図表5-18 特別支援学校在籍者数の推移

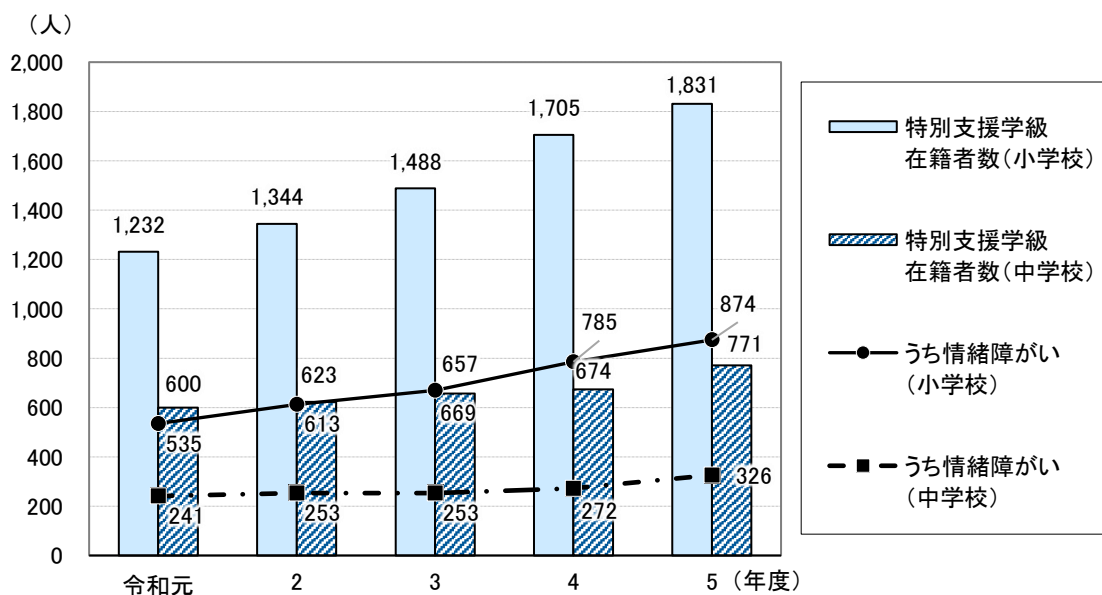


資料：山形県教育局特別支援教育課「山形県の特別支援教育」

(4) 特別支援学級在籍者数

小中学校における特別支援学級在籍者数は、年々増加している。そのうち、自閉症・情緒障がい特別支援学級の在籍者数の占める割合は小学校、中学校ともに4割を超えており、増加傾向である。

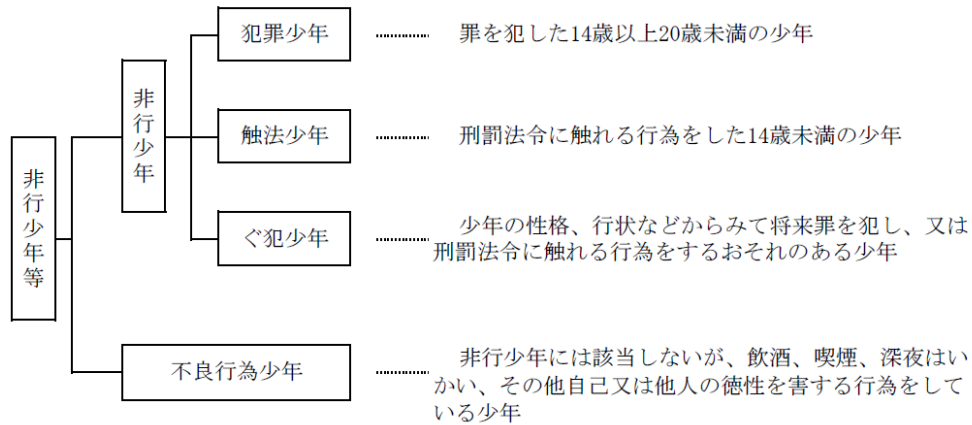
図表5-19 特別支援学級在籍者数の推移



資料：山形県教育局特別支援教育課「山形県の特別支援教育」

6 少年非行の状況

・用語説明



刑法犯 刑法の罪を犯した者
(但し、交通関係を除く)

- 凶悪犯 殺人、強盗、放火、不同意性交等などの罪
- 粗暴犯 暴行、傷害、脅迫、恐喝等の罪
- 窃盗犯 窃盗の罪
- 知能犯 詐欺、横領（占有離脱物横領を除く）、偽造等の罪
- 風俗犯 賭博、わいせつの罪
- その他 上記以外の罪種

特別法犯 特別法の罪を犯した者
(但し、交通関係を除く)

初発型非行 万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領

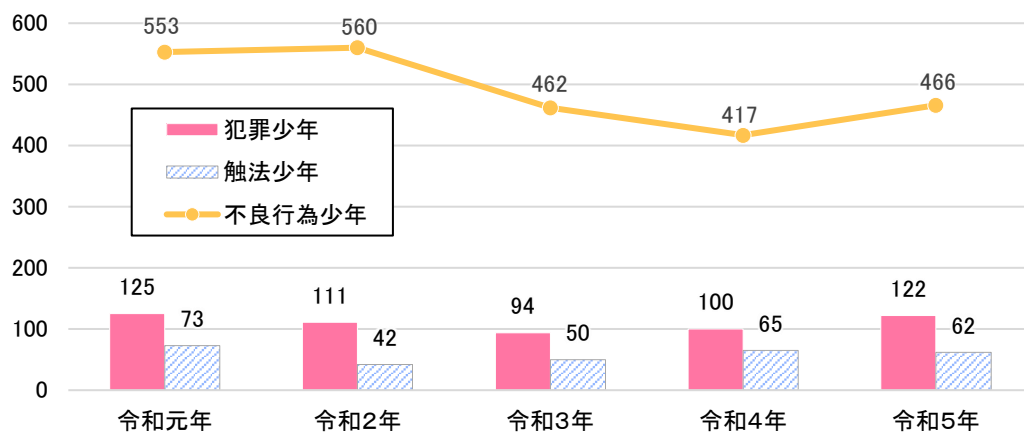
(1) 非行少年等の概況

犯罪少年は令和3年までは減少傾向にあったが、令和4年から増加に転じ、令和5年は前年比で22人増加して122人となった。

触法少年は、前年比で3人減少し62人、不良行為少年は、前年比で49人増加し466人となった。

図表5-20 犯罪少年等の推移

(単位：人)



区分 \ 年別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
犯罪少年	125	111	94	100	122
触法少年	73	42	50	65	62
ぐ犯少年	4	0	3	1	3
不良行為少年	553	560	462	417	466

資料：山形県警察本部人身安全少年課

(2) 犯罪少年（刑法）

犯罪少年（刑法）のうち、自転車盗や万引きなどの「初発型非行」が比較的高い割合を占めている。

学職別では、高校生と中学生が高い割合を占める。令和5年は前年比で高校生が13人増加し51人、中学生が13人増加し23人となっている。

図表5-21 犯罪少年（刑法）の状況

【罪種別】

(単位：人)

区分 \ 年別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数	107	97	73	81	109
凶悪犯	1	1	2	0	1
粗暴犯	40	25	26	18	19
窃盗犯	42	49	27	30	57
自転車盗	11	10	6	4	16
万引き	23	18	11	15	22
知能犯	5	5	4	2	9
風俗犯	0	0	4	2	0
その他	19	17	10	29	23

資料：山形県警察本部人身安全少年課

【学識別】

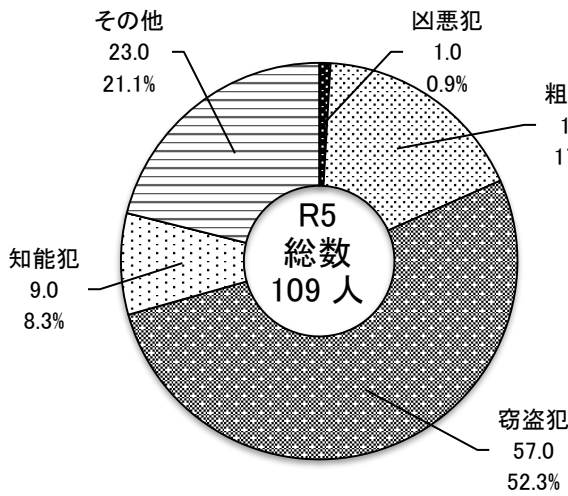
(単位：人)

区分 \ 年別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数	107	97	73	81	109
中学生	15	16	12	10	23
高校生	48	43	25	38	51
大学生	8	3	2	5	2
その他学生	3	2	1	1	1
有職	22	22	25	21	16
無職	11	11	8	6	16

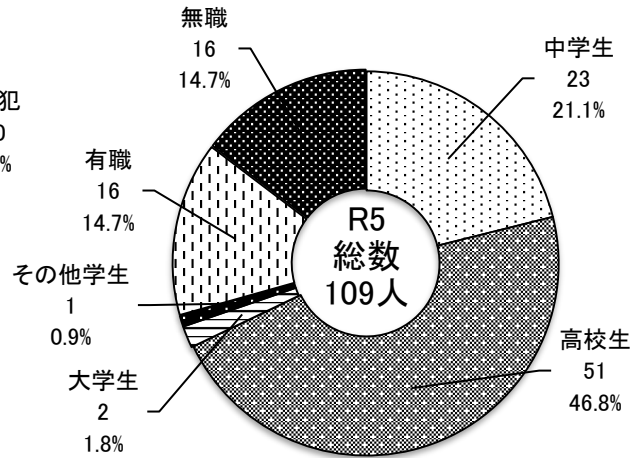
資料：山形県警察本部人身安全少年課

図表5-22 犯罪少年（刑法）の状況

【罪種別】



【学識別】



資料：山形県警察本部人身安全少年課

(3) 犯罪少年（特別法）

令和5年の犯罪少年（特別法）は13人で、前年から6人減少した。主なものは、県迷惑防止条例が3人、軽犯罪法、児童買春・児童ポルノ法が各2人、県青少年健全育成条例、不正アクセス禁止法が各1人となっている。

学識別で見ると、令和5年は前年比で中学生が1人増加し、高校生は3人減少している。

図表5-23 犯罪少年（特別法）の状況

【罪種別】

(単位：人)

区分 \ 年別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数	18	14	21	19	13
軽犯罪法	5	0	4	3	2
県迷惑行為防止条例	2	1	2	1	3
県青少年健全育成条例	1	2	4	1	1
児童買春・児童ポルノ法	10	4	3	2	2
児童福祉法	0	0	0	1	0
不正アクセス禁止法	0	0	0	1	1
大麻取締法				6	2
覚醒剤取締法				0	0
麻薬等取締法				2	2
その他の特別法	0	7	8	2	0

※令和3年までは、「大麻取締法」、「覚醒剤取締法」、「麻薬等取締法」はその他の特別法に含まれている。

資料：山形県警察本部人身安全少年課

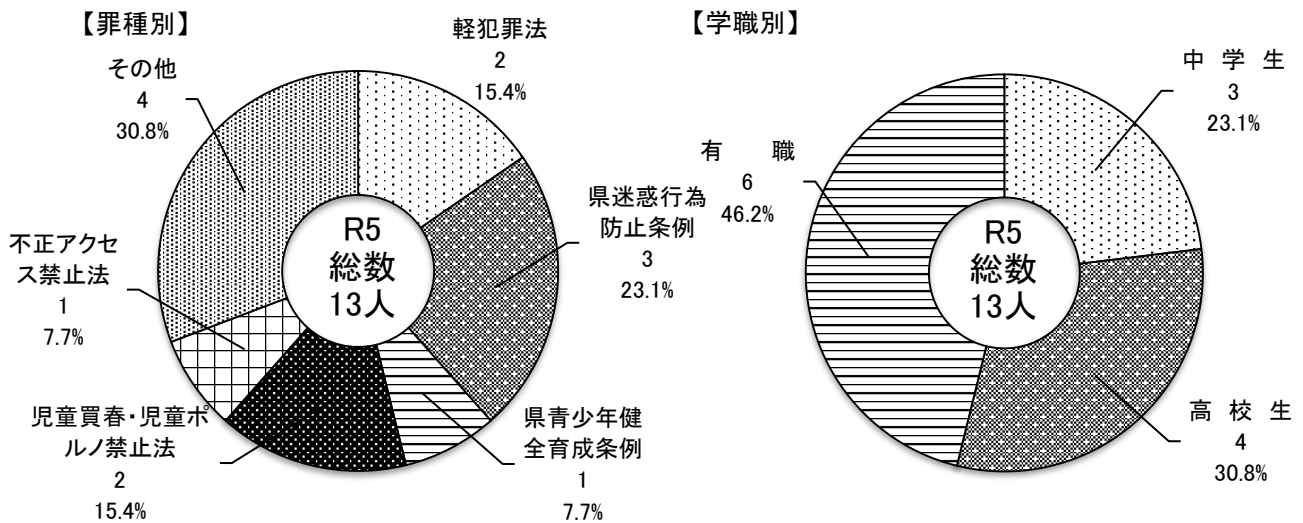
【学識別】

(単位：人)

年別 区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総 数	18	14	21	19	13
中 学 生	4	1	0	2	3
高 校 生	13	3	11	7	4
大 学 生	0	0	0	0	0
その他学生	0	0	0	0	0
有 職	1	10	10	10	6
無 職	0	0	0	0	0

資料：山形県警察本部人身安全少年課

図表5-24 犯罪少年（特別法）の状況



資料：山形県警察本部人身安全少年課

(4) 触法少年（刑法）

令和5年の触法少年（刑法）は、窃盗犯が31人と最も多くを占め、前年比で8人増加した。

学職別では、中学生が前年比で6人増加している。

図表5-25 触法少年（刑法）の状況

【行為別】

(単位：人)

年別 区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総 数	66	39	50	51	57
凶 悪 犯	0	0	1	0	0
粗 暴 犯	19	7	13	18	11
窃 盗 犯	40	22	30	23	31
自 転 車 盗	1	0	0	2	1
万 引 き	33	19	26	16	26
知 能 犯	0	1	0	1	0
風 俗 犯	1	3	1	1	1
そ の 他	6	6	5	8	14

資料：山形県警察本部人身安全少年課

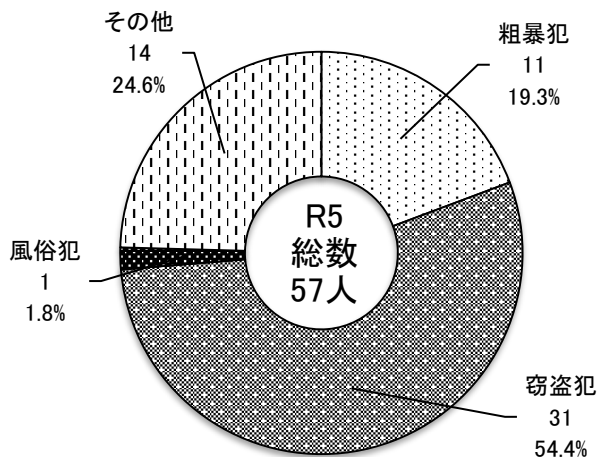
【学職別】(単位：人)

年別 区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総 数	66	39	50	51	57
未 就 学	0	0	0	0	0
小 学 生	47	21	32	36	36
中 学 生	19	18	18	15	21

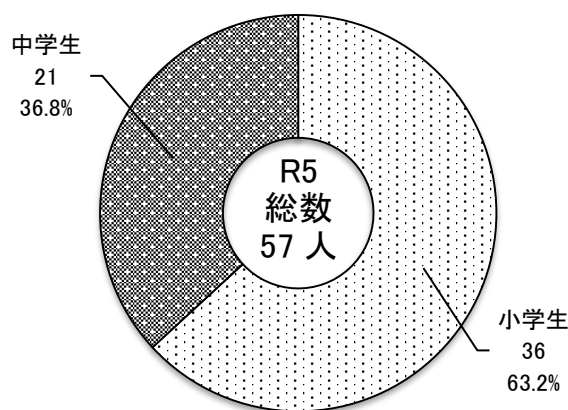
資料：山形県警察本部人身安全少年課

図表5-26 触法少年(刑法)の状況

【行為別】



【学職別】



資料：山形県警察本部人身安全少年課

(5) ぐ犯少年

令和5年に、ぐ犯少年として家庭裁判所に送致された少年は0人、児童相談所に通告された少年は3人だった。

(6) 不良行為少年

令和5年は、行為別では、喫煙、深夜はいかい、飲酒が上位3位を占め、それぞれ155人(前年比+47人)、145人(前年比+6人)、70人(前年比+16人)だった。

学職別では、高校生が210人と最も多く、前年比で26人増加した。

図表5-27 不良行為少年の状況

【行為別】

(単位：人)

年別 区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総 数	553	560	462	417	466
飲 酒	61	46	57	54	70
喫 煙	75	114	94	108	155
薬 物 乱 用				1	5
粗 暴 行 為	21	16	13	16	6
暴 走 行 為	1	0	7	11	7
家 出	53	25	27	31	23
無 断 外 泊	14	10	3	6	9
深 夜 は い か い	224	206	167	139	145
怠 学	12	9	12	13	6
不 健 全 性 的 行 為	11	5	5	2	9
不 良 交 友	0	8	0	1	2
不 健 全 娯 楽	2	1	0	2	2
そ の 他	79	120	77	33	27

※令和3年までは、「薬物乱用」はその他に含まれている。

資料：山形県警察本部人身安全少年課

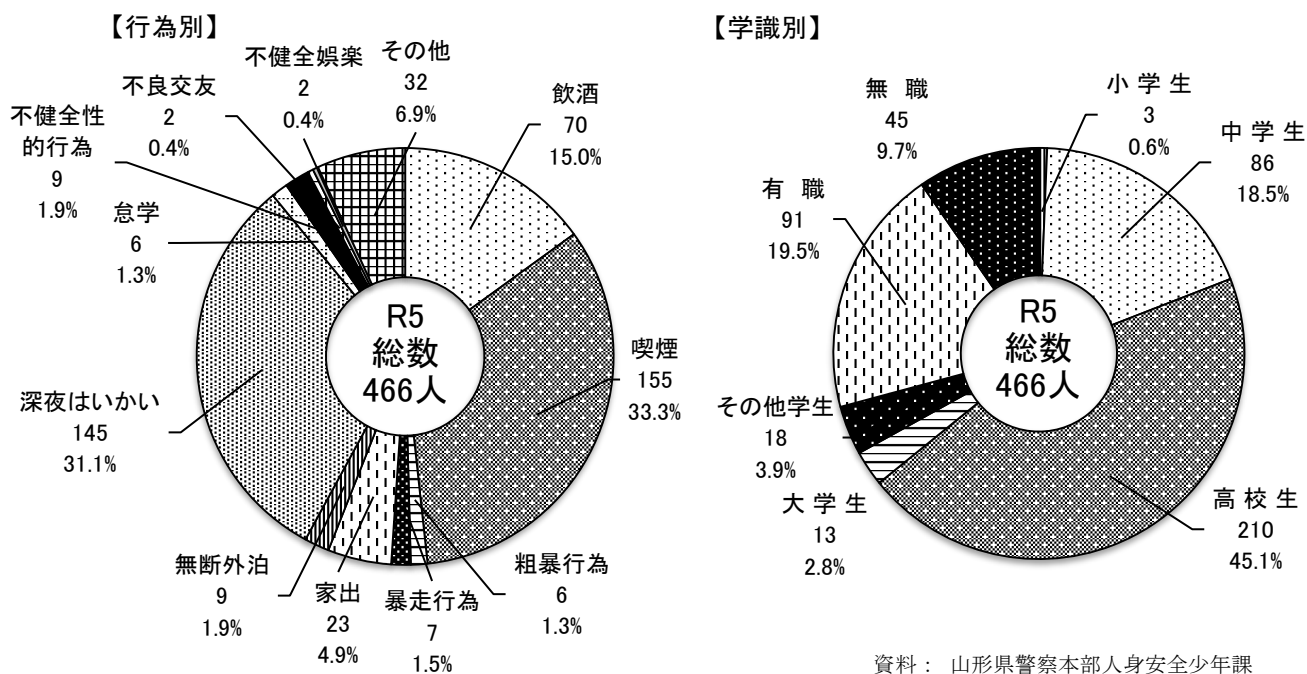
【学識別】

(単位：人)

年別 区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数	552	560	462	417	466
未就学	0	0	0	0	0
小学生	13	6	15	17	3
中学生	65	42	35	52	86
高校生	268	308	232	184	210
大学生	32	20	27	15	13
その他学生	25	12	9	13	18
有職	116	133	90	98	91
無職	33	39	54	38	45

資料：山形県警察本部人身安全少年課

図表5-28 不良行為少年の状況



資料：山形県警察本部人身安全少年課

7 いじめの状況

令和4年度の小・中・高等学校・特別支援学校におけるいじめの認知件数は12,393件で、前年度に比べ1,099件の減少となった。

1,000人あたりの認知件数は118.4件で、前年度より8.0件減少しているが、依然として全国平均を大幅に上回る状況となっている。

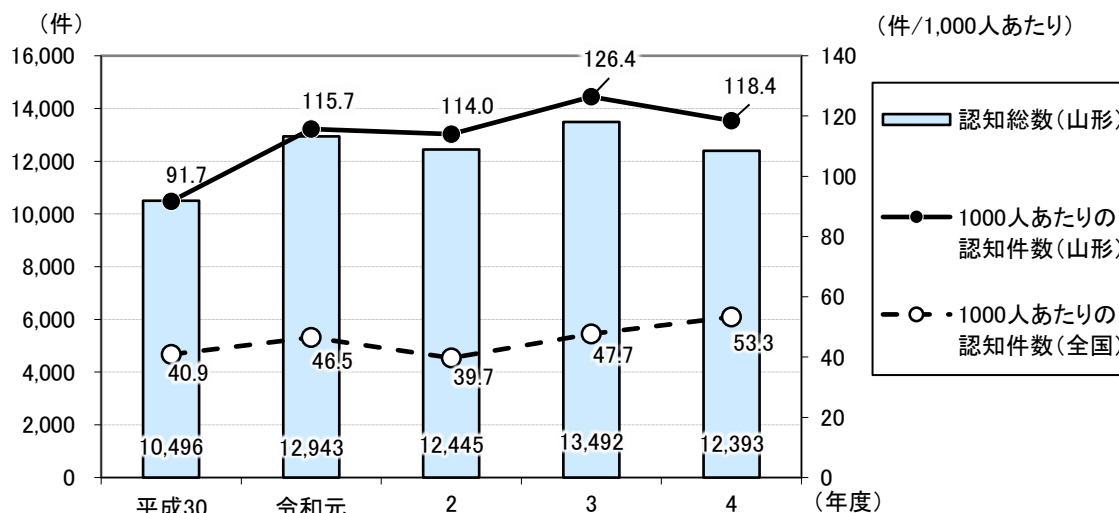
各学校が初期段階のいじめも含め積極的に認知したことが、認知件数増加につながったと考えられる。

図表5-29 いじめの認知件数の推移

(単位：件)

* () 内の数字は、全国平均

年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	1,000人あたりの認知件数
平成30	7,765	2,133	503	95	10,496	91.7(40.9)
令和元	9,975	2,493	456	73	12,943	115.7(46.5)
2	10,363	1,773	263	46	12,445	114.0(39.7)
3	11,075	2,078	274	65	13,492	126.4(47.7)
4	10,009	2,096	226	62	12,393	118.4(53.3)



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

※いじめの定義

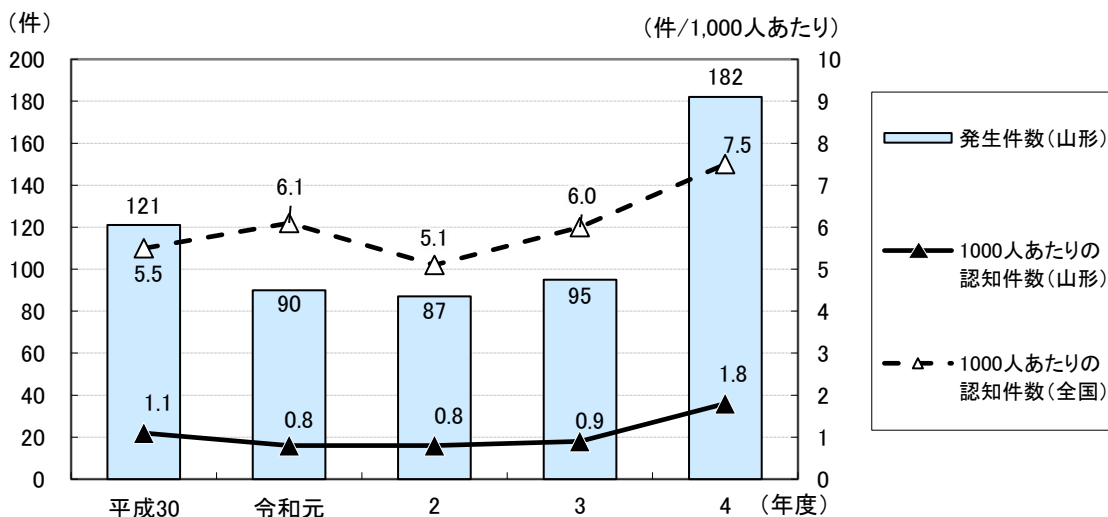
児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。また、起こった場所は学校の内外を問わない。

8 暴力行為の発生状況

令和4年度の小・中・高等学校・特別支援学校における暴力行為の発生状況は182件で、前年度比87件の大幅増となっている。児童生徒1,000人あたりの暴力行為の発生件数は、本県1.8件、全国平均7.5件で、どちらも前年度に比べ増加している。

図表5-30 暴力行為の発生件数の推移



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

9 子どもの貧困の状況

(1) 子どもの貧困率(全国)

令和3年の相対的貧困率(貧困線に満たない世帯員の割合)は15.4%となっている。また、子どもの貧困率(17歳以下)は11.5%と、平成30年より2.5ポイント低下した。

一方、子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯)の貧困率は10.6%となっており、そのうち、大人が一人(ひとり親世帯)の貧困率は44.5%となっている。

図表5-31 貧困率の推移(全国)

(単位：%)

	平成21年	24	27	30	新基準	令和3 (新基準)
	相対的貧困率	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7
子どもの貧困率	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
子どもがいる現役世帯	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が一人	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5
大人が二人以上	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

注1 相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。

2 平成27年の数値は、熊本県を除いたもの。

3 平成30年からの「新基準」は、2015年に改訂されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

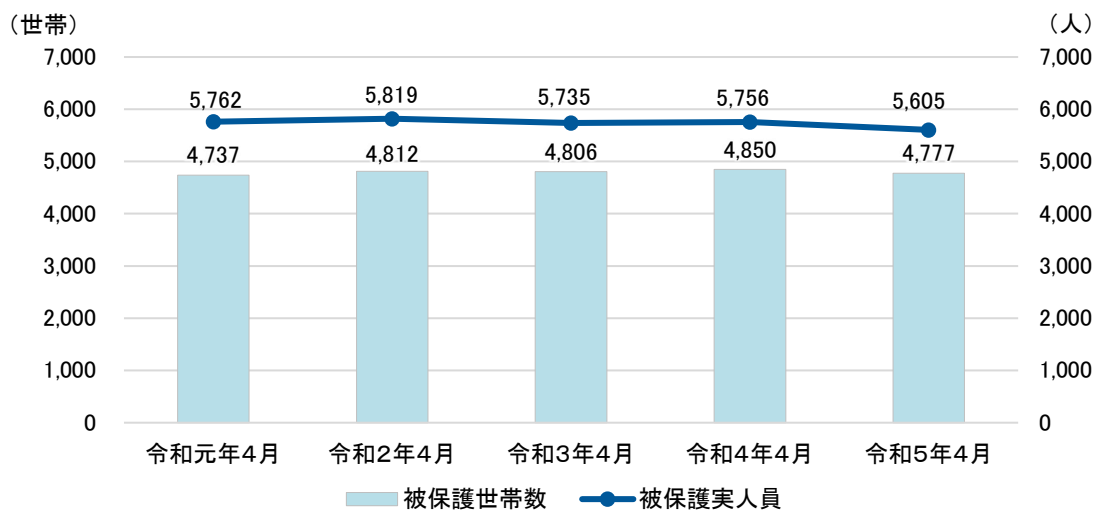
4 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

5 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

(2) 生活保護の状況

令和5年4月現在で、本県の生活保護の被保護世帯数は4,777世帯、被保護実人員は5,605人となり、令和元年4月に比べ40世帯の増加、157人の減少となっている。

図表5-32 生活保護の状況

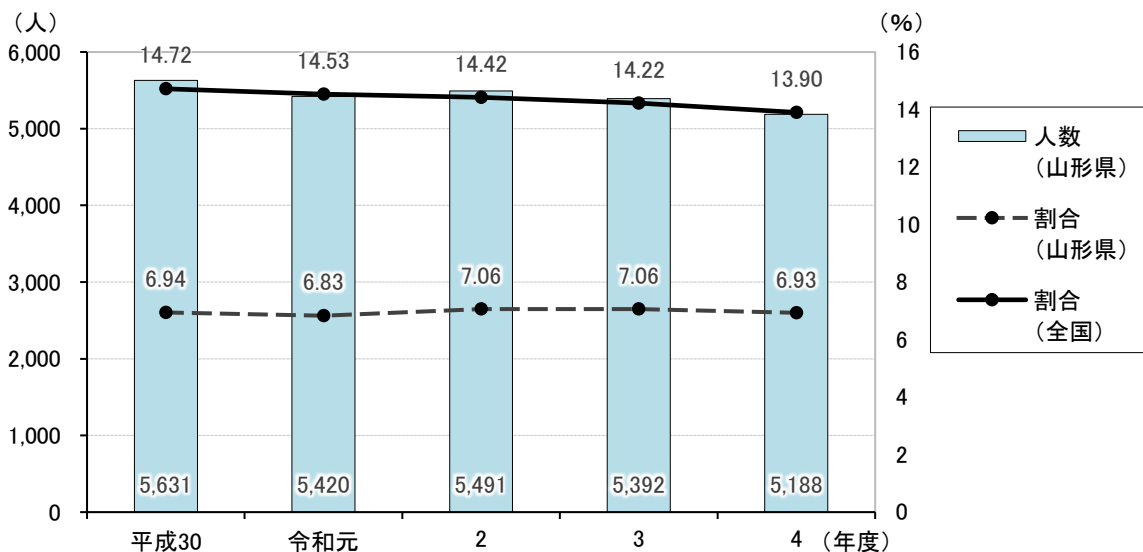


資料：厚生労働省「被保護者調査」

(3) 就学援助をうけている児童生徒数

小・中学校において学用品等の就学援助を受けている要保護及び準要保護児童生徒数は、令和4年度は5,188人となり、全児童生徒総数の6.93%を占めている。近年は、全国の要保護・準要保護児童生徒割合の半分の水準で推移している。

図表5-33 要保護・準要保護児童生徒割合の推移（学用品費等）



資料：文部科学省「就学援助実施状況調査」

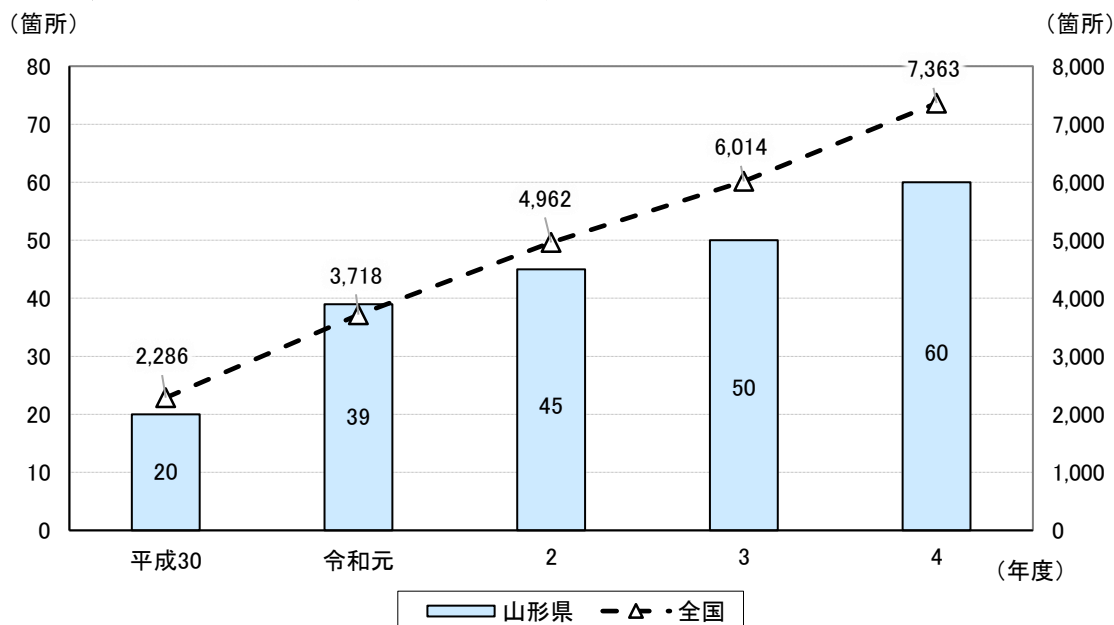
(4) 子ども食堂（地域食堂）の実施箇所数

県内で実施されている子ども食堂*の箇所数は、令和4年度で60箇所となっており、平成30年度の3倍となっている。

全国の子ども食堂の実施箇所数は、近年1,000箇所前後で増加しており、令和4年度は前年度比で1,349箇所増加している。

※ 子どもが1人でも安心して来られる無料又は低額の食堂。自治体等への届け出を要しない民間活動であるため、上記は「把握できた」数値である。

図表5-34 子ども食堂実施箇所数の推移



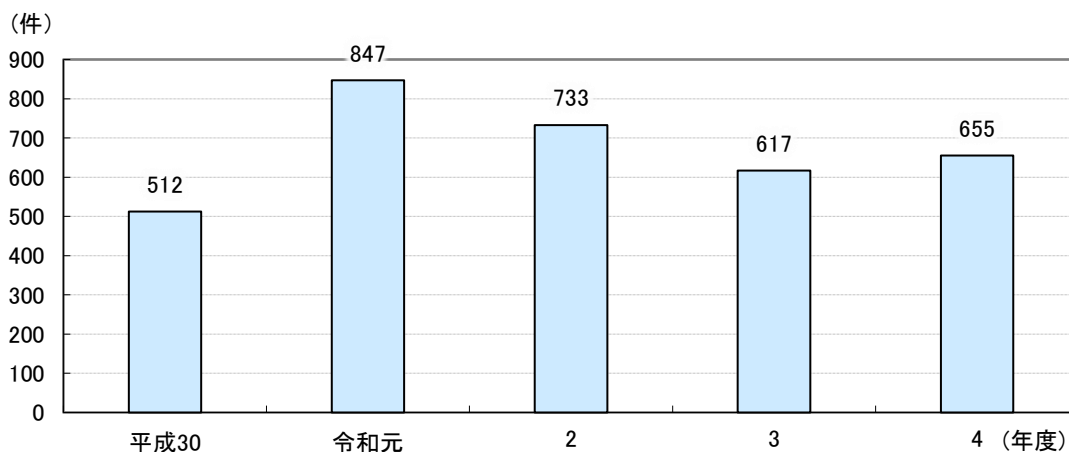
資料：「山形県」は山形県子ども家庭福祉課、「全国」はNPO法人子ども食堂支援センター・むすびえ及び地域ネットワーク団体調べ

10 子どもの虐待の状況

(1) 児童虐待の状況

令和4年度に虐待と認定された件数は655件と、前年度に比べて38件増加した。平成30年度には500件を超え、令和元年度以降は600件を超えるなど、近年高い水準で推移している。

図表5-35 児童虐待の認定件数の推移

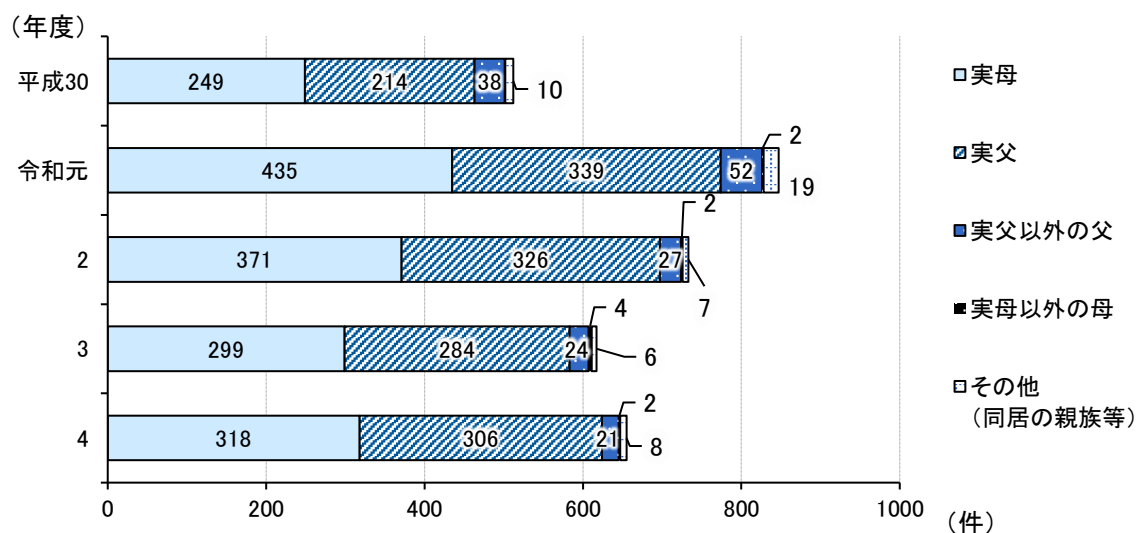


資料：山形県子ども家庭福祉課「山形県の児童虐待の状況」

(2) 児童虐待の内容

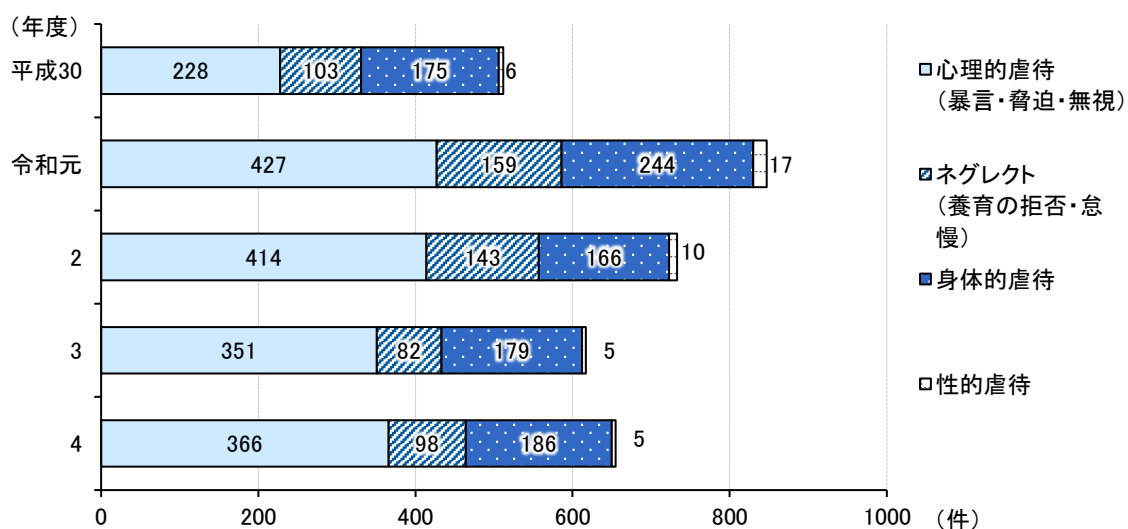
令和4年度の主な虐待者については、実母が318件で最も多く、次いで実父が306件となっている。また、虐待の種類は、心理的虐待が366件と最も多く、次いで身体的虐待が186件、ネグレクトが98件となっている。

図表5-37 主な虐待者の推移



資料：山形県子ども家庭福祉課「山形県の児童虐待の状況」

図表5-38 虐待の種類別の推移



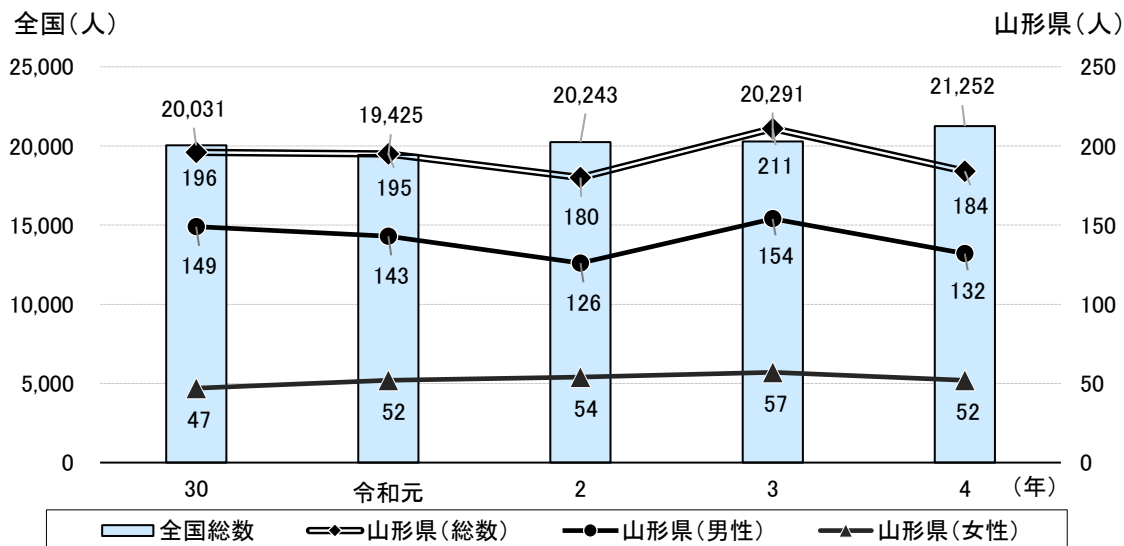
資料：山形県子ども家庭福祉課「山形県の児童虐待の状況」

1.1 自殺の状況

(1) 自殺者数の推移

令和4年の自殺者数は184人で、前年に比べ27人減少した。全国の自殺者数は21,252人で、近年は20,000人前後で推移している。

図表5-39 自殺者数の推移

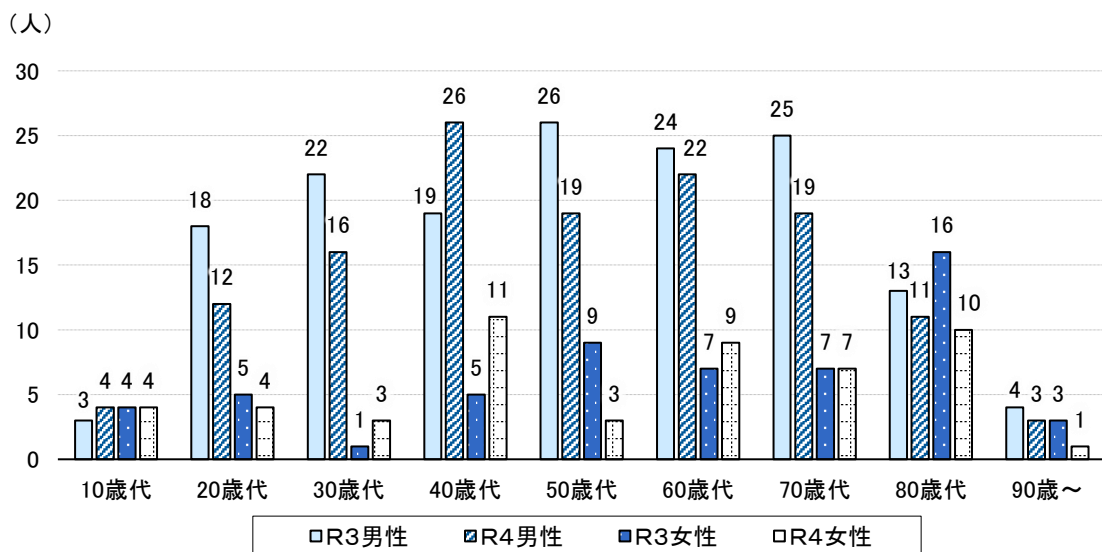


資料：厚生労働省「人口動態統計」

(2) 男女別の自殺の状況

令和4年の男女別の自殺の状況は、男性が132人、女性が52人で、男性の自殺者数が全体の7割を占めている。若者（10代～30代）では、男性が32人（男性のうち24.2%）、女性が11人（女性のうち21.2%）となっており、全体の23.4%を占めている。

図表5-40 年齢階級別・男女別の自殺の状況



資料：厚生労働省「人口動態統計」